

## 第三章 中世社会への道

### 第一節 摂関期の農村と国風文化

志多良神 一〇世紀中葉、天慶八(九四五)年七月、都で、近く東西の国々から神々がいっせいに入京の東上するとうらわさがたった。天慶八年といえは、都の王朝貴族を恐怖でふるえあがらせた承

平天慶の乱(平将門・藤原純友の反乱)がようやくにして鎮圧されてまもなくの頃である。

果して七月下旬、このうわさは摂津国で事実となって現れた。摂津国豊島郡司の報告によると、七月二十五日辰刻(午前八時)、豊島郡の西にあたる河辺郡の方から志多良神と称する神輿三基が数百人の人びとにかつがれて豊島郡に入ってきた。人びとは幣帛をささげ、鼓を打ち、歌を歌い、踊を踊りながら、隊列を組んで進んできたのである。『吏部王記』(醍醐天皇の第四皇子重明親王の日記)によると、この志多良神は、遠く九州の筑紫から村送りによって山陽道を通じて上洛してきた疫神<sub>しん</sub>御霊<sub>ごたま</sub>であった。松皮葺で鳥居のついた第一の神輿には、「自在天神」という額がつけられていた。それは、故右大臣菅原道真の霊<sub>たま</sub>御霊<sub>ごたま</sub>であった。人びとは、彼等の生活を破壊する疫病の流行や飢饉などがおきるのは、かつて中央の権力闘争に敗北して九州

### Ⅲ 古代の高槻



写37 男山より山崎・天王山を望む

筑紫の地に左遷され、そこで非業の死をとげた故右大臣菅原道真の怨霊がたたるからであると考え、この道真の御霊を熱狂的な歌舞によって慰撫することによって、御霊の巨大な破壊力を逆に彼等に幸福をもたらす力に転化しようとしていたのである。

しかもここで特に注目すべきことは、この疫神 $\parallel$ 自在天神が村送りによって京都への上洛をめざしていたということである。八坂の祇園社や紫野の今宮社にみられるように京中における疫神 $\parallel$ 御霊が京師外に追却せられたことを考えるならば、当時の農村の民衆は、右大臣菅原道真を失脚させることによって国家権力の中枢を把握した藤原撰閥家を中核とする政治支配に強く抗議する気持を、御霊を京都へ上洛させるといふ宗教的行動形態でもって表現しようとしたのである。事実、延喜元（九〇一）年、右大臣菅原道真を失脚させることによって政治的実権を掌握した左大臣藤原時平は、翌延喜二年、一般に延喜荘園整理令と呼ばれている一連の律令国家体制再建維持政策を発して、王朝貴族

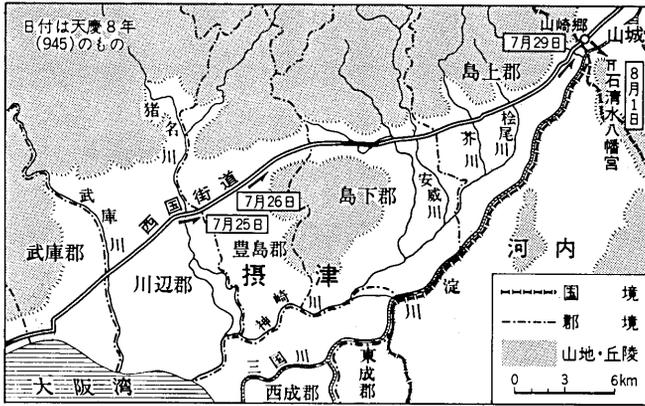


図171 志多良神の東上経路

を階級的に再結集することによって、ほとんど有名無実になろうとしていた律令制的人民支配Ⅱ個别人身的支配をあくまでも維持しようとする最後の努力をかたむけたのである。租・庸・調・正税等を個别人身的に収奪する律令制本来の収奪方式をあきらめて、国家的収奪を公田の田積別に実現するという現実的政策は、九世紀後半以来すでに

各国衙ごとに国例として、事実上行われつつあったのであるが、国家の性格を根本的に変革する、このような新しい政策が中央の国政レベルにおいて確定されるに至るのは左大臣藤原忠平が政治の実権を掌握した延長年間（九三三～九三二）のことであった〔森田梯「撰関政治成り期の考」  
「察」『歴史学研究』四三二号〕。

したがって、王朝貴族によって不安のままざして注目された天慶八年の志多良神上洛という民衆的宗教運動は、政治的には、承平・天慶の乱が鎮圧されたという時点において、旧律令制的人民支配Ⅱ個别人身的支配に最後のとどめをさし、そのいささかの復活をも許さないという民衆の強い政治的感情を表現したものであったのである。この時の志多良神自身は、最終的には男山の石清水八幡宮に摂社として吸収されてしまうのであるが、翌々年天曆元（九四七）年、京都における北野天満宮の成

立は、このような広く深い民衆的宗教運動を背景としてはじめてその歴史的意味を理解することができるのである。

ところで、豊島郡てしまに到着した一団は、ここで一昼夜を踊りあかし、翌二十六日辰刻（午前八時）にふたたび御輿をかついで、西国街道を島下郡に向かって出発をした。その後、石清水八幡宮護国寺さんこう三綱の報告するところによれば、志多良神は島下郡から島上郡の現高槻地域の要所要所で歌舞をくりひろげながら、二十九日酉刻（午後七時）には天王山の麓、山城国乙訓郡山崎の郷さとに到着した。この間に、神輿をかこむ民衆の数は、途中で異常なまでにふくれあがり、また神輿の数も六基にふえていた。おそらく島上郡の「郷々上下貴賤」の人びともこの志多良神とそれをとリまく歌舞集団に共鳴して、大勢これに加わって山崎までついていたことであろう。本来、この志多良神は京都への上洛をめざしていたのであるが、同日亥刻（午後一〇時）、この山崎において、ある女について「吾は早く石清水に参らむ」という託宣をたれた。そこで翌八月一日未明、志多良神は民衆の熱気のような歌舞にかこまれて淀川を渡り、辰刻（午前八時）には対岸の男山石清水八幡宮におちついたのである。山崎の郷さとにやってきた頃には、志多良神の第一の神輿の「自在天神」という額は、いつのまにか何ものかによって「宇佐八幡大菩薩御社」と書き改められていた。これらは、おそらく、志多良神の上洛を阻止しようとする権力側の政治的策略によるものであるろう。

このような志多良神の上洛事件は、この天慶八年のみではなく、記録に残されているだけでも、これから半世紀以上もたった寛弘九（一〇二二）年二月にも設楽神が鎮西ちんせい九州から京都へ上洛しており、この時には上洛を果して洛北の紫野舟岡山におちついている【抄】「百鍊」。

おそらくこの時も、島上郡の人々は天慶八年の時

と同じような熱狂的な歌舞を経験したことであろう。

農村の新し この志多良神の上洛に際して、村から村へと神輿をかつぎ、神輿をとりまいて、熱狂的に歌いうたごえ い踊った民衆が、手拍子と鼓のリズムでもって歌った歌は次のような「童謡」であった。「童謡」とは、誰作るともなく歌いはじめられて、世に流行した歌謡のことである。

月は笠着る 八幡は種蒔く いざ我等は 荒田開かむ

しだら打てと 神は宣まふ 打つ我等が 命千歳

しだら米 早買はば 酒盛れば その酒 富める始めぞ

しだら打てば 牛は湧ききぬ 鞍打ち敷け さ米負はせむ

反歌

朝より 蔭は蔭れど 雨やは降る さ米こそ降れ

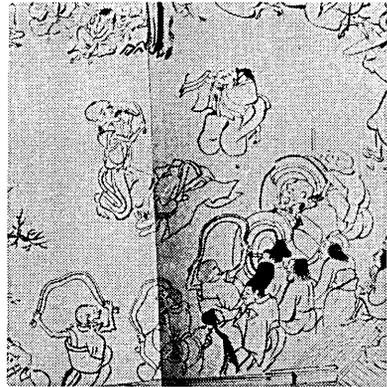
富は揺み来ぬ 富は鎖懸け 揺み来ぬ 宅儲けよ

煙儲けよ さて我等は 千年米えて

これらの歌謡は、古代律令制支配の重圧をはねのけ、班田農民の階層分解のなかから成長してきて、今や開墾と農業生産の先頭に立っていた、当時一般に「富豪の輩」と呼ばれていた農村有力者たちが、「いざ我等荒田開かむ」と力強く歌っているように、自分たちの当面する課題にとりくむ意欲と自信をたたえ、新しい私的な労働編成によって獲得される豊かな富をたたえ、自分たちの築きつつある新しい豊かな農村生活への確信をうたいあげたものである。ここにみえる荒田打ちとは、新田開発のことではなく、毎年春、田植え

に先立って犁・鋤で田地を耕しおこす農作業を意味していた。当時の農業においては、地力回復のため各年に耕作される田地が多く、したがって一年間もたつて、草が茂り耕土がかたくなつた土地を掘りおこすことは大変な重労働であり、旧暦で二月から四月までもつづく重要な基礎的農作業であった。しだらを打つとは手拍子をたたくことであるが、手拍子と鼓によるこれらの歌謡のリズムは、田植歌のリズムとは異り、この荒田打ちの重労働のリズムを反映しておそらくゆっくりとしたテンポのものであったであろう〔戸田芳実「転換期の民衆運動」、『日本民衆の歴史』第一巻〕。

ところで、ここで注目すべきことは、この富豪讃歌とも言わべき歌謡が、「郷々上下貴賤」「道俗男女貴賤老少」によってこぞって歌われたと記録されているように、農村有力者たど大名田堵たちのみではなく、多くの一般農民大衆たど小名田堵によつても熱狂的に歌われたということである。このことは、古代律令制支配とそれを支えていた種族的村落の枠をうちやぶつてうまれた、この一〇世紀撰関期の農村の一般農民大衆が、富豪讃歌であるこれらの歌謡のなかに、自由で豊かな自らの農業生産への希望をたくしたことを物語っている。このことは、古代律令制支配の重圧から解放され、そしていまだ、一二・一三世紀に確立する中世的荘園体制に編成されるにいたつていない一〇・一一世紀撰関期の農村が、後に展開する村落共同体の母胎として独自の歴史的位位置をもつものであることを示している。その意味において、これらの歌謡はまさに日



写38 民衆の群舞  
 (『年中行事絵巻』より)

本の中世封建社会への序曲であったとすることができる〔中世〕。

事実、一〇世紀のこの志多良神の歌謡は、全国各地の中世荘園村落の春正月の予祝祭Ⅱ田遊びの歌詞の一部として定着し、はるか現在までその痕跡が伝承されているのである。たとえば、佐賀県鳥栖市蔵上町の四阿屋神社の御田舞には

きちじゃう天の御室よりインヤインヤ ふくをふ男も参りたりインヤ 種まき男も参りたりインヤ 月かさきこそよう  
種時くやようかりイヤヲハ(中略) いんさや我らも新田ひらかんヤヨウカリ イヤヲハ〔本田安次『田楽・風流』—榜点筆者—〕

といった歌詞が伝承されているが、明らかにこれは志多良神の歌謡の第一歌の痕跡を今日に伝えるものである〔黒田日出男『田遊び論ノート』〕。高槻地域の村落の鎮守の予祝祭としては、たとえば安満の磐手杜神社(旧安満神社・春日神社)の一月十五日の粥占の神事などをあげることができるが、中世末から近世にかけて大きな社会的変動を経験した畿内の村落においては、中世荘園村落時代の生活文化は大きな変容をうけ、その痕跡さえもほとんど今日に伝承されていないのである。そのため、島上郡の人々をもまきこんだこの志多良神の上落という大事件が、その後この地域に展開した中世荘園村落にどのような影響を与えたかは、残念ながら今日これをたしかめることができない\*。

\* 北山天満宮の創建にかかわる古い伝説では、天曆四(九五〇)年五月に勅使菅原為理が天皇の命によって太宰府に下り、菅原道真の廟に正一位左大臣の位を贈ったが、その帰途、みたましろと道真自筆の画像を奉じて、高槻に着き、領主近藤忠範の家に宿った。出発しようとしたが神輿が動かない。為理は、これは山上に祖廟があるためだとし、直ちに山上に社殿を造営して祭った。だから、この天満宮は北野鎮座より早く、したがって上宮天満宮という

III 古代の高槻

ある「社伝」。この伝説の成立については、遠く平安中期の志多良神（神）自在天神の上洛事件にその淵源をもとめることができるかもしれない。

水成瀬郷と東大寺領水無瀬庄 村の姿は、東大寺領水無瀬庄田島を請作

（小作）した水成瀬郷の田堵農民たちのうごきを通してようやくかいまみることができにすぎない。一一世紀前葉長元二（一〇二九）年、水無瀬庄司から東大寺にあてて出された報告

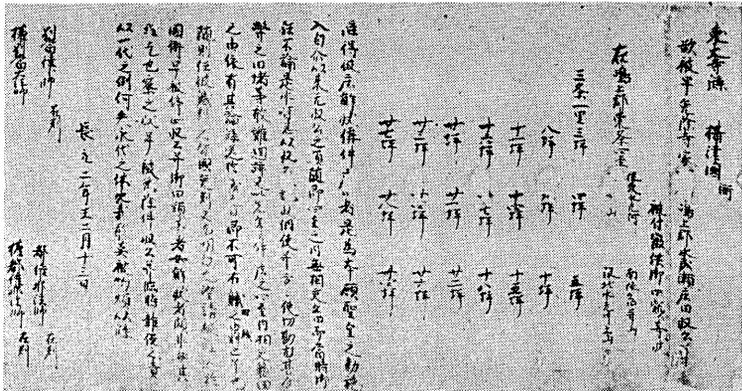
によれば、当時の水無瀬庄の庄田は島上郡二条一里内の二一ヶ坪に点在する合計八町六段一五〇歩の田地からなっていた

〔中世〕。この八町六段一五〇歩の庄田は、遠く天平勝宝八（七五六）年孝謙女帝によって勅施入（ちよくせにゅう）された本来の古勅旨三町八段二

七五歩と、その後農民たちが徐々に島の水田化をすすめてでき

た旧公田四町四段八四歩・旧左京職田三段一五〇歩とからなっ

ていたが、一〇世紀末までにはすでにこれらの公田・左京職田もともにそれぞれ摂津国司・左京職（平安京左京地域を管轄する役所）の免判を得て東大寺領水無瀬庄田となっていた〔中世〕。



写39 東大寺牒案〔部分〕（東大寺文書）

ところが、長和五（一〇二六）年に至って、左京職の使者が突然、この地にやってきて、水無瀬庄田内  
 の旧左京職田に対して所当官物（年貢）を賦課するという事件がおこった。これに対し、東大寺はただちに  
 左京職に対して東大寺牒（通達）を送ってその停止を要請した。その結果、東大寺は左京職をして島上郡司  
 ・左京職写田使あての左京職下文を発給せしめ、ようやく左京職写田使の介入を排除してその田地を東大寺  
 領水無瀬庄田としてあらためて確保することに成功した〔一〇〕。

次いで長元二（一〇二九）年には、新任国司菅原為職が前任国司以来の国司免判をくつがえして、この地  
 域に国衙收納使を派遣し、その旧公田（うけさく）水無瀬庄田を請作していた「貧幣の田堵」（ひんぎょうのたど）小名田堵から強制的に  
 所当官物・臨時雑役（年貢・公事）を収奪するという事件がおこった。現地から報告を受けた東大寺はただち  
 に摂津国司菅原為職あてに東大寺牒（通達）を送りその停止を要請した。これに対し摂津国司菅原為職は東  
 大寺の要請をみとめて国司免判を与えたので、ようやく東大寺は旧公田・旧左京職田を東大寺領水無瀬庄の  
 庄田として確保・維持することに成功したのである〔中世〕  
 〔二二〕。

以上みてきたように、この時期の荘園領主は、田地に関しては、国司免判を得ることによってはじめてそ  
 の免田（めんでん）庄田から年貢・公事を収奪する権利を確保しえたのであって、荘園領主がその庄田を請作する田堵  
 百姓から年貢・公事を収奪することを保証していたものは国司の権力そのものであったのである。いいかえ  
 れば、この時期には、東大寺は水無瀬庄田を請作する田堵百姓を水無瀬庄庄民（水無瀬庄領域内の住民）とし  
 て独自に支配する領主的権威をもってはいなかったのである。そのため、東大寺の荘園領主権は何時国司か  
 らその庄田領有権を否定されるかわからないという不安定な状況にあった。しかしその半面、この平安末期

III 古代の高槻

までは、東大寺は東大寺分の封戸<sup>ほこ</sup>をわりあてられた国々の国司<sup>くにのみかみ</sup>に受領<sup>うけりょう</sup>から、その収奪した所当官物の一部を封戸料(米)として東大寺まで納入させ得ていたのであって、荘園領主<sup>しやうえんりやうしゆ</sup>に権門寺社の物質的生活は、基本的には、国司<sup>くにのみかみ</sup>に受領<sup>うけりょう</sup>による国家的収奪(公田に賦課される所当官物・臨時雑役)の分配にあずかるという形で保証されていたのである。

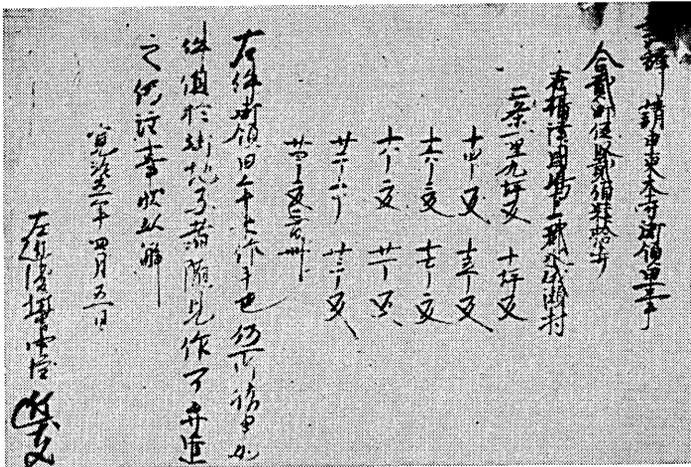
したがって、この時期の東大寺領水無瀬庄田を請作していた田堵百姓たちは、島上郡水成瀬郷(村)の田堵百姓として自らを意識していたのであって、決して自分たち自身を一二・一三世紀院政期の農民のように東大寺領水無瀬庄民としては意識してはいなかったのである。次に示す寛治五(一〇九二)年四月四日左近衛将曹中臣<sup>なかとみのかみ</sup>近友<sup>ちかとも</sup>請文<sup>うけごころ</sup>はこのことを端的に物語っている〔<sup>中世</sup>一九世〕。

謹んで辞し請け申す東大寺御領田の事

合せて二町五段二百四十歩

摂津国島上郡水成瀬村にあり

(中略)



写40 左近衛将曹中臣近友請文(東大寺文書)

右、件の御領田は、年来の作手なり、仍って請け申すところ件の如し、但し、御地子(現)においては、見作(現)に隨(現)ひて之を弁進すべし、仍って事状を注し、以て解す

寛治五年四月五日

左近衛将曹中臣「近友」

大名田堵中臣近友は、島上郡二条一里内の一ヶ坪に点在する二町五段二四〇歩の「東大寺御領田」Ⅱ水無瀬庄田に関して、永小作権ともいふべき「年来の作手」をこの年も東大寺に確認してもらうためにこの請文を提出したのであり、東大寺はこれをうけてこの年の請作Ⅱ耕作を許可する宛文(あてふみ)を中臣近友に下したものとされる。中臣近友は、彼の「年来の作手」Ⅱ「東大寺御領田」が島上郡水成瀬村にあると明記しているように、東大寺領水無瀬庄は国衙領島上郡水成瀬村に点在する東大寺の免田Ⅱ庄田(田地群)にすぎないと意識していたのであり、自らを東大寺領水無瀬庄庄民としては意識していなかったのである。この水成瀬村は水成瀬郷とも表現されたが、この水成瀬郷は『和名類聚鈔』には見えず(三六)、したがって古代律令制下の郡郷制が解体した後、一〇世紀になって新たに出現した郷なのである。そしてこの水成瀬郷には、村落共同体機能を体现する郷刀禰(郷刀禰)たちがいたし、さらに、この郷内に居住する田堵百姓たちは水成瀬郷住人等と呼ばれていたのである(中世)。したがって、この水成瀬郷こそが、この地域の田堵百姓たちの生活舞台であったのである。たしかに、この地域において、東大寺領水無瀬庄田の量的比重は大きかったと考えられるが、それにもかかわらず、この地域の田堵百姓たちは自らを水成瀬郷住人等として意識していたのである。また事実、彼等は東大寺領庄田だけを請作して自らの農業生産をいとなんでいたわけではなく、国衙領公田やまた京職

田など諸司要劇田や他の権門寺社の庄田などをもその経済的実力に応じて適宜請作することによって、その毎年の農業生産をいとなんでいたのである。その意味において、彼等は基本的には国衙領の百姓であるとともに、いわゆる「諸方兼作」の民でもあったのである。

\* 長元二年壬二月十三日東大寺牒案では、三条一里となっているが、これは二条一里のあやまりである。

水無瀬庄の構成と  しかし、東大寺領水無瀬庄は庄田（田地）だけで構成されていたわけではなかった。

田堵百姓の動向  一二世紀前葉大治三（一一二八）年には、水無瀬庄は四〇町の規模の荘園となっていたが、これは田地と畠地・田代などを合せた当時の全庄域の面積を示したものであると考えられる〔中世〕。

これより約一世紀以前寛徳二（一一四五）年には、水無瀬庄は本田（免田）一〇町を中核として、東大寺が加地子收取権をもった田地（公田）及び東大寺の領有する畠地の三種類の土地から構成されていた〔中世〕。本来、畠地は原則として国家権力の規制が及ばない地目であったため、荘園領主とその耕作農民はその所有権の帰属をめぐる争ひが多かった。

寛徳二年、水無瀬庄領畠の年来の作人であった僧法道・尾張為道・秦重時・物部常延・物部近頼らが共謀して新証文を作製して、その畠地を山崎住人などに売却するという事件がおこった。ここにおける農民たちの立場は、自分たちが開発した畠は自分たちのものであり、他人に売却することも自由であるとする立場であった。これに対して、東大寺側を代表して水無瀬庄司藤井安吉は「ここに重ねて由緒を案ずるに、件の庄の絵図ならびに四至の内、何ぞ私人の領あらんや」と主張して農民たちの不法行為を当時の関白藤原頼通の政所に直接訴え出したのである。東大寺側がこの事件を国衙に訴えずに、直接摂関家政所に訴え出したのは、こ





なった田堵百姓の不法行為にあるとの観点から、直接これを関白藤原頼通の政所に訴え出たのである。この訴えを受けとった関白家政所は、寛徳二年五月十八日、摂津国島上郡水成瀬郷刀禰住人等あてに関白左大臣家政所下文を発給して、在地刀禰住人等が関白家政所使者と共に東大寺側から訴えられた殿下散所雑色（田堵百姓）の不法行為の実否を調査し、もし東大寺側の訴え通りであれば、売却された畠地を旧来通り庄領に回復する措置をとるとともに、請作庄田の未進米についてもこれを東大寺に上納せしむる措置をとるよう命令を下した。東大寺側の代表者は京都の関白家政所においてこの下文を受け取り、関白家政所使者と共にさっそく現地島上郡水成瀬郷に下り、水成瀬郷刀禰等にこの下文を提示して殿下散所雑色の不法行為の実否を調査させるとともに、その結果にしたがって、さらにこの下文を不法行為を行った殿下散所雑色Ⅱ水成瀬郷住人にも提示してその不法行為の停止をせまったものと考えられる。東大寺側の代表者からこの関白左大臣家政所下文を提示された水成瀬郷刀禰等は請文を関白家に提出してその実否調査の結果を報告したが、この請文も最終的には東大寺側の手に帰した〔中世〕。また、東大寺側代表者からこの関白左大臣家政所下文を提示された水成瀬郷住人等は、東大寺領水無瀬庄四至内にある耕作畠の実状について報告をもとめられ、彼等は五月二十六日付で水無瀬庄四至内畠坪付注進状（住人申文）を東大寺側に提出し、東大寺側はこれにもとづいて新たに水無瀬庄内田畠注文を作製して荘園支配体制を整備した〔中世三〇〕。

以上のように、この関白左大臣家政所下文は、東大寺側の代表者によって現地の水成瀬郷刀禰住人等及び殿下散所雑色Ⅱ住人等に提示せられ、摂関家の政治的権威を背景にその殿下散所雑色の不法行為にストップをかけるとともに荘園支配体制の整備を促進するという現実的機能を果たしたのであり、東大寺側代表者はそ

の後この関白左大臣家政所下文を東大寺に持ち帰り、東大寺領水無瀬庄の領有権にかかわる証拠文書としてこれを大切に保存したのであった。現在は東大寺にその案文しか伝来していないが、少くも嘉応元（二一六九）年までは正本が伝来していた〔中世〕四〇〕。

この水成瀬郷住人〓田堵百姓の動向にみられるように、この時期の田堵百姓は地道な田島の開発・再開発によって耕地に対する権利を確保しようとするともに、殿下散所雑色・石清水八幡宮寄人（散所神人）などになって権門寺社の庇護を仰ぐことによってそれらの諸権利を維持し、さらには年貢未進を企てるなどして、少しでも安定した生産と生活の条件を確保しようとする努力したのである。

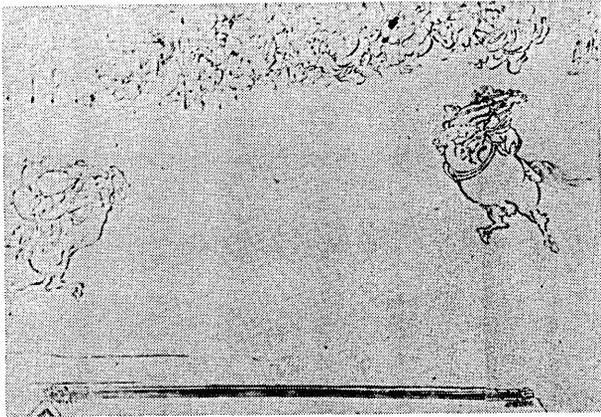
隨身中臣近友と 先にもふれたように、一一世紀後葉、白河院政がはじまってから六年目の寛治五（一一一）殿下散所雑色 九二）年、左近衛将曹中臣近友なる者が、東大寺領水無瀬庄田二町五段二四〇歩を請作

するために東大寺に請文を提出している〔中世〕一九〕。この水無瀬庄の大名田堵中臣近友は、寛治二（一一〇八）

年正月白河院の法勝寺行幸に際して同僚下毛野敦未と共に白河院の御隨身に指定され、同時に左近衛将曹に昇進した近衛舍人大中臣近友と同一人物であると考えられる〔中右記〕寛治二年正月十三日条・中原俊章「中」。隨身とは、弓箭を帯して貴人に供奉し警固の任にあたった者をいい、衛府舍人や内舍人がこれにあてられた。中

臣近友は関白頼通の時代から藤原摂関家の隨身であって〔康平記〕康平五〕、たとえば、応徳三（一一〇八）年九月には関白師実の日吉社参詣に同行して日吉社奉幣の競馬に出場している〔後一条御通記〕。このような摂関

家との関係は、寛治二（一一〇八）年白河院の御隨身となつてからも変わらず、寛治二年二月には当時一一才になつたばかりの藤原忠実の舞の師匠をつとめており〔同〕二月〕、また同年秋九月には摂政師実の春日社



写42 くらべうま（『年中行事絵巻』より）

参詣に同行して競馬の騎手をつとめている〔同〕九月。さらに寛治五（一〇九二）年三月には関白師実の石清水八幡宮参詣にも同行して競馬の騎手をつとめており〔同〕三月、翌寛治六（一〇九二）年春の関白加茂詣にも競馬の騎手・舞人として活躍している〔中右記〕四。こうして、白河院の御隨身となるともに、旧来とかわることなく関白藤原師実につかえて貴族社会のなかではなばなく活躍をした左近衛将曹中臣近友は、寛治七（一一九三）年十二月十八日夜、年六〇才でもって死去した。この時『中右記』の筆者藤原宗忠は彼を評して「容顔美麗にして、所能他に勝る。舎人のなかにて英雄なる者なり」と記している〔中右記〕。〔同日条〕。

一一世紀中葉以来、水成瀬郷住人のなかで殿下散所雑色となる者が多くいたが、一二世紀中葉久安一（一一四六）年にも殿下散所雑色紀光（きみつ）なる者が東大寺領水無瀬庄田二段余を請作する〔中世〕、このことからみても、この伝統は中世まで引継がれたために東大寺に提出した請文が残されており〔中世〕、この地域（中世）の殿下散所雑色に対する支配権は鎌倉時代にいたると「撰津国山崎散所」と表現されるにいたったのである〔建長五年十一月日「近衛家」所領目録「近衛家文書」〕。このようにみえてくるならば、一一

世紀後葉、貴族社会のなかで白河院の御隨身として活躍した左近衛將曹中臣近友は、同時に関白藤原師実に仕えてその散所雑色長の一人としてこの水成瀬郷の殿下散所雑色たちを指揮監督したものと考へることができらる。東大寺自身も中臣近友を「隨身」として認識していた〔中世二八〕。そして注目すべきことには、東大寺が中臣近友を「領主」とも呼んでいたのである〔中世三七〕。東大寺が水無瀬庄田の請作者Ⅱ田堵である中臣近友を「領主」と呼んだのは、おそらく中臣近友がその請作庄田について中間搾取者として加地子を収取する地主的権利をもっていたからであらう。とするならば、撰閥家の殿下散所雑色長の一人であった中臣近友は、東大寺領水無瀬庄田二町五段二四〇歩を「年来の作手」として請作するとともに、おそらくこれらの田地を殿下散所雑色たちにわりあてて小作させていたにちがいない。おそらく彼は水無瀬庄田内だけではなく、水成瀬郷内の公田内にもこのような地主的権利をもっていたのであらう。その意味において彼は水成瀬郷の私領主であったのである。

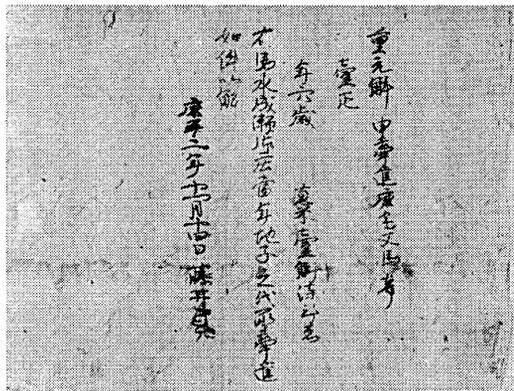
そしてさらに注目すべきことは、普通庄公田を請作すれば当然、年貢・公事を負担しなければならぬにもかかわらず、中臣近友がその庄田請文において地子上納のみを誓約していることであり〔中世一九〕、さらに、さきにもたように、東大寺側は殿下散所雑色となった田堵百姓たちの地子物未進のみを訴えたということである〔中世二四〕。これらの事實は、殿下散所雑色がその請作した庄公田について雑役を免除されていたことを物語っており、彼等は免除された雑役Ⅱ夫役分ふよきでもって撰閥家に雑役奉仕を行っていたのである。

康平二（一〇五九）年東大寺領水無瀬庄田の請作者Ⅱ田堵藤井重元は、その年の地子の代として、六才の鹿毛父馬一疋を東大寺に納めており〔中世二七〕、また同年水無瀬庄預紀延任のぶとらは三カ年分の地子未進の代として絹

一〇正を東大寺に上納している〔中世一八〕。おそらく、これらの田堵百姓も殿下散所雑色であったと考えられるのであって、以上の事実はこの地域の殿下散所雑色が一方では田堵として農業経営に力を入れながらも、他方では牛馬を使って交通業にたずさわり、また商業活動にもタッチする存在であったことを物語っている。彼等は山崎・水無瀬という交通の要地に居を占め、殿下散所雑色として撰閑家に雑役奉仕をしながら、その特権的身分を利用して交通と商業にひろく活躍しはじめていたのである。

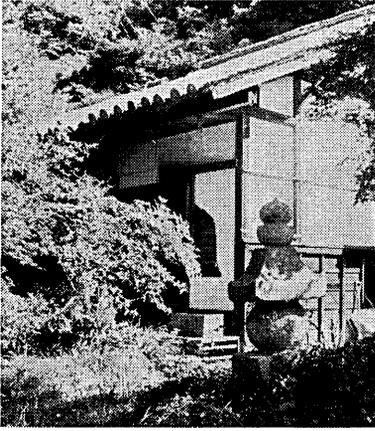
以上みたように、この地域の農民たちは、基本的には水成瀬郷(村)を生活舞台としつつ、農業生産にいそしんでいたが、その一部の者は撰閑家の隨身雑色長に組織されて殿下散所雑色として交通業や商業活動に新しい活動分野をみだしつつあったのである。そしてこの地に水無瀬庄田畠を領有していた荘園領主東大寺との関係についてみれば、それはいまだ東大寺領庄田畠群を請作して年貢を上納するといういわば単なる契約関係にとどまっていたのである。

千観と 北撰の名刹金龍寺こんりゅうじといっても、今はその名を知る人も少ないが、一一世紀の歌人能因法師の金龍寺 次の歌を知らぬ人はないであろう。



写43 藤井重元解(東大寺文書)

### Ⅲ 古代の高槻



写44 金龍寺全景（市内大字成合）

#### 山寺の春のくれ

やまざとをはるの夕ぐれきてみればいりあひのかねに花ぞちりける（能因法師集）

この歌は、古曾部に住んで古曾部入道といわれた能因法師が、成合字内供谷にある金龍寺の鐘の音を詠んだものといわれている。

寺伝によれば、長岡京時代の延暦九（七九〇）年、のち参議となった阿倍朝臣兄雄が成合の解近山に一寺を建立し、安満寺と称したが、それから約一世紀半後の康保元（九六四）年にいたって僧千観がこの寺を再建して解近山金龍寺紫雲院と改称したという。千観は相模守橋敏貞の子として延喜十八（九一八）年に生れ、若くより園城寺に入って落髪受業し、西方浄土願生者であった園城寺長吏運昭を師として天台顕密の修学に

はげんだ。そして、おそくとも村上天皇の時代（天慶九（九四〇）年即位）には、内供（内供奉十禅師）に選ばれて、宮中における佛事に奉仕する身分となっていた。このように、僧侶として栄達の道を行っていた千観に大きな宗教的回心をもたらしたものは、当時市聖として京都で活躍していた空也との出会いであったと考えられる。果してそれはいつ頃のことであったであろうか。空也が京都で阿弥陀聖として個称念仏を説いて民衆のなかで活躍しはじめたのは天慶年間（九三三～九四七）のことであったが、彼の宗教活動が貴族の注目をあつめ

るようになるのは、天曆二（九四八）年天台座主延昌のもとで得度し、天曆五（九五二）年あれ狂う流行病のなかで貴賤の知識（淨財）を結集して金色一丈の観音像をつくる宗教運動をおこした頃からであった（源為誅）。一方、千観は応和二（九六三）年にはすでに遁世して撰津国箕面山観音寺にこもって『法華三昧宗対抄』を執筆しており（『扶桑略記』「応和二年四月条」）、さらに翌応和三（九六四）年八月、南都・北嶺の高僧たちをまねいて宮中で催されたいわゆる「応和の宗論」（天台・法相の教義論争）には増賀とともに出席を拒否しているのである（『応和宗論記』）。彼等は、丁度同時期に鴨川の河原で行われていた空也主催による大般若経書写供養の大衆的（並恩覺奏状）法要に出席していたと考えられるのである（『扶桑略記』「応和三年八月二十三日条」）。このようにみてくるならば、空也と千観との劇的な出合いは、天曆五（九五二）年頃から応和二（九六三）年頃の間、千観四〇才前後のことであったと考えられる。これから二世紀以上も後の一二世紀の遁世者鴨長明は、その著『発心集』において、この二人の出合いを次のようにえがき出している。

千観内供といふ人は、智証大師（円珍）園城寺開祖の流れ、並びなき智者なり。もとより道心深かりけれど、いかに身をもてなして、いかやうに行ふべしとも思ひ定めず、自ら月日を送りける間に、ある時、公請（宮中の仏事）を勧めて返りけるに、四条河原にて空也上人に遇ひたりければ、車より下りて対面し、「さて、いかにしてか後世助かることは仕るべき」と聞えければ、聖人これを聞きて、「何逆さまごとは宣ふぞ。さやうのことは御房などにこそ問ひ奉るべけれ。かかるあやしの身は、ただいふかひなく迷ひ歩くばかりなり。更に思ひ得たること侍らず。」とて、去りなし給ひけるを、袖をひかへて、なほ懇に問ひければ、「いかに、身を捨ててこそ。」とばかり言ひて、ひき放ちて、足早やに行き過ぎ給ひけり。その時、内供河原にて装束脱ぎかへて車に入れて、「供の人はとく坊へ帰りぬ。我はこれ

### III 古代の高槻



写45 園城寺（滋賀県大津市園城寺町）

よりほかに往なんずるぞ。」と言ひて、皆返し遣して、ただ独り養尾といふ所に籠りにけり。されど、なほかしこも心に叶はずやありけん、居所思ひ煩はれける程に、東の方に金色の雲の立ちたりければ、その所を尋ねて、そこに形の如く庵を結びてなん、跡を隠せりける。即ち、今の金龍寺といふはこれなり。

『尊卑分脈』は、千観について「山崎金龍寺開山」と注しており、『元亨積書』も千観の金龍寺建立について『発心集』と同様の記述を載せている。また金龍寺が史料上にはじめてその姿を現すのは康保四（九六七）年のことであり（『日本紀略』同年）、これらの事実からみて、金龍寺が康保元（九六四）年千観によって建立さ

れたとする寺伝は充分信頼してよいと考えられる。それでは千観は何故この地をえらんだのであろうか。『元亨積書』は、この点について、園城寺は西が山であって日観想（落日をみて極楽浄土が西にあることを想う信仰）に不便であり、千観は日観想に適した土地をもとめ歩いて、ついに摂津国遼近山の地をえらんだのであると説明している（参考四〇）。遼近山の立地条件からみても千観の意図を正しく伝えたものと考えてよいであろう。ところで、この点に関してもう一つ注目すべきことは、現在も安瀾地区に「仙観」という地字が残っているということである（現在の安瀾北の町の中央部）。古くはこの地に千観森と呼ばれた森があり、千観内供の旧棲地であると伝えられている。またこの森には千観を祀ったと考えられる千観神社があっ

だが、一九一四（大正三）年安満の磐手社神社（旧安満神社・春日神社）に合祀された〔井上正雄『大』。現在磐手小学校の東にある小祠はこの千観神社の跡と考えられる。このようにみてるならば、小字仙観には、邂逅山金龍寺の里坊があったものと考えられ、千観は山の金龍寺では日観想などの修業にはげみ、浄土教教学の著述をつづけながら、里へおりては里坊を基地として空也にならってこの地域の人々やまた近くの山陽道を上下する大勢の旅人にたいして自らつくった『極楽国弥陀和讃』をひろめ、口称念仏をすすめる独自の宗教活動⇨布教活動を展開したものと考えられるのであって、千観はこのような独自の宗教活動を展開するのに適した場所としてこの地をえらんだのであった。すなわち、日観想に適した山であるとともに、大勢の民衆が上下する大道の近くに里坊をかまえることのできる土地、これこそが千観のえらんだ邂逅山であったのである。

たまさかに見るだに淋し世の常の雪のみやまを思ひこそすれ（『統古今和歌集』）

極楽ははるけき程と聞きしかどつとめていたるところなりけり（『金竜寺寺記』）

これらの千観の歌は、この邂逅山の地が、千観の宗教生活にいかに適した場所であったかを雄弁に物語っている。

その後、金龍寺は平安時代を通じて摂津国衙から毎年千束の稲を供給される地方官寺的存在として存続していった〔中世三三〕。それ以後については中世を通じて春日社領安満庄内に八反半ほどの給免田を領有していたことのほかくわしいことは解らない〔中世一五七〕が、千観・能因法師にゆかりの深い桜の名所としていくたの文人にしたしまった。しかし一六世紀に到って高槻城主高山右近によって一山を焼き払われてしまった。その

### Ⅲ 古代の高槻

後慶長年間にいたり、智光坊宗俊によってようやく寺は再建された。江戸初期の歌人烏丸光広はこの頃の金龍寺の様子を

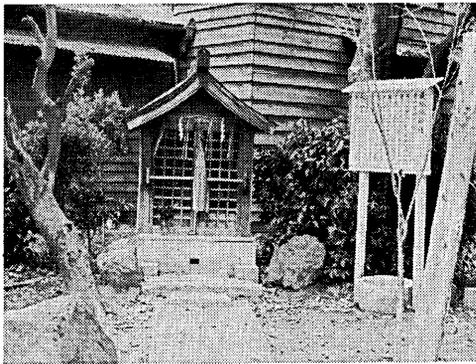
金龍寺の花見にまかりて

夕ぐれは人も音せぬ山寺の花にこととふ入相の鐘

と詠んでいるが、江戸時代には文人のみではなく、春は花見、秋は茸狩りと、この地域の住民のいこいの場としての役割をも果たしてきたのであった。しかし近代にいたって無任職の寺となり、現在はずかしく金堂・開山堂・鐘楼・紫雲院をのこすのみである〔天坊幸彦『千観と金龍寺』〕。

\* 寺伝では阿倍是雄となっているが、阿倍是雄なる人物は、『尊卑分脈』にも正史にもみえない。したがってこれは、延暦二十五年に参議となつた阿倍朝臣兄雄〔『公卿補任』のあやまりと考えられる。兄雄は大同三年十月十九日、東山道観察使左近衛中将正四位下行春宮大夫を極官として死去している〔『日本後記』〕〕。

千観と極楽 千観の著作としては、慶滋保胤の『日本往生極楽国弥陀和讃記』が〔闇梨（千観のこと）八事をもて徒衆を誡め、十頭を發して群生を導けり〕とのべているように、『八制』と『十願』が重要である。今日『十願』自体はのこっていないが、応和二（九六二）年千観四五才の頃箕面山観音院において自ら弟子のために



写46 千観森の祠（市内安満西の町）

『十願』にコメントを付した『十願発心記』がのこっており、これによってその内容を正確にうかがうことができる。特に注目すべきはその第一願で、浄土願生は自分一人のみ願うものではなく、一切衆生を弥陀浄土に往生させようと努力すること不得以任何に誓願していることであって、ここに空也の思想をうけついだ千観の凡夫往生思想の特質をみいだすことができる。この千観の思想は、『往生要集』をあらわした源信に大きな影響を与えた〔井上光貞『日本浄土』  
教成立史の研究〕。

しかし、慶滋保胤が「阿弥陀の倭讚廿余行を作りて、都鄙老少、もって口実（口ずさみ）となせり。極楽結縁（えん）の者、往々（とこどこ）にして多し。」と特筆しているように、千観の仕事のなかでもっとも重要な仕事は、『極楽国弥陀和讚』をつくったことである〔古代四  
○参考〕。和讚というのは、梵讚・漢讚に対して、仏教の教理を七・五調の日本語で表現した宗歌謡であり、この千観の創造した和讚によって、日本における人間平等思想の宗教的表現である浄土信仰が民衆のなかにひろくふかくひろまっていったのである。

娑婆世界ノ西ノ方

十万億ノ国スギテ

浄土ハアリツ極楽界

仏ヘキマス弥陀尊

七重行樹カゲ清リ

八功德水池スミテ

苦空無我ノ波唱ヘ

常楽我浄ノ風吹キテ

天ノ音楽雲ニウツ

黄金ノ沙地ニシキテ

昼夜六時ニ迎ヘツツ

宝ノ蓮雨フリテ

孔雀鸚鵡声々ニ

妙法門ヲトナフレバ

衆生聞クモノオノヅカラ

仏法僧ヲ念ズナリ

仏ノ光キハモナク

聖ノ寿ハカギリナシ

III 古代の高槻

誓ハ、四十八大願、  
十惡五逆誘法等、  
一タビ南無ト唱フレバ、  
浄土十方オホケレド  
仏三世ニ在セド  
一日二日ノ真心ニ  
大悲ノ誓アヤマタズ  
生レ生レル人ハミナ  
一生補処ノ其中ニ  
我等ガ此身業シマム  
来世ハ蓮ノ上ニシテ  
人身フタタビ受ケ難シ  
ミナ人心ヒトツニテ  
望ノ位春ノ夢  
ハシリ求メテナス程ニ  
三途ニ入リト入りヌレバ  
適々人ノ身ヲ受ケテ  
凡ソ輪廻ノ際無キハ  
弥陀ノ誓ノ無カリセバ  
釈迦牟尼仏此由ヲ  
多クノ生死過シキテ

心一子ノ大慈悲ハ、  
極重最下ノ罪人モ、  
引接サダメテ疑ハズ、  
極楽ワレラ縁フカシ  
弥陀ハ我等ニ契アリ  
弥陀ノ御名ヲシ唱フレバ  
九品蓮台サダマレリ  
菩提不退ノ菩薩衆ハ  
算数モ算ヘ知りガタシ  
弥陀ノ誓ニ救ハレテ  
此身ハ聖ヲ友トシテ  
仏教値フ事稀ナルニ  
弥陀ニツカヘ奉レ  
業シミサカエ水ノ泡  
我身三途ニ落チヌベシ  
無量劫ニモ出デガタシ  
栄花ノ望マタフカシ  
此事一ツニヨリテ也  
我等ハ浮ム時ナケン  
説キ置キ給ハズナルナラバ  
長夜ノ闇ニ迷ヒナム

婦命頂礼釈迦尊  
 大悲我等ヲ捨テズシテ  
 婦命頂礼弥陀尊  
 タトヘ罪業重クトモ  
 五濁惡世ノ能化ノ主  
 三途ノ苦シミヌキ給フ  
 極楽界会ノ能化ノ主  
 引接カナラズ垂レ給ヘ

〔高野辰之『日本歌謡集成』卷四所収〕

この千観の『極楽国弥陀和讃』は、浄土三経にもとづいて阿弥陀仏とその極楽浄土を讃嘆したもので、三つの部分から成っている。第一に、阿弥陀経によって極楽浄土の莊嚴を讃嘆し、第二に大無量寿経によって弥陀の四十八願を讃え、第三に観無量寿経によって十悪五逆の罪人の念仏往生を讃嘆し、凡夫自覚性に立つて弥陀に帰依し、罪業深い「我等」人間の抜苦引根を願っているのである。千観の大衆的布教のエッセンスがここに凝縮されているのである〔波多恵美子「千観の浄土思想」〕。

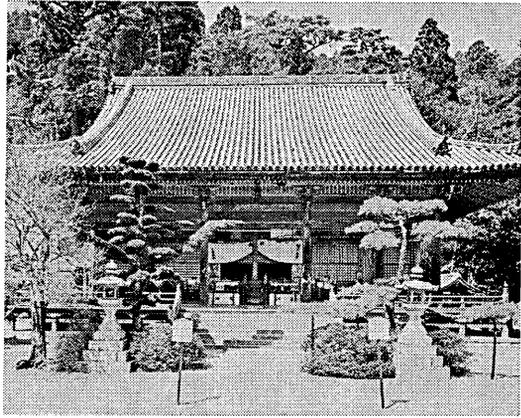
この千観の『極楽国弥陀和讃』は、ひろく人口に膾炙したものとみえて、千観示寂後約一世紀半後大治三(一一二八)年に珍海のあらわした『菩提心集』は

又和讃として日本詞を本として作れるものあり。その讃に云。娑婆世界の西乃方十方億の国過ぎて浄土(アアリ)ななり極楽界(ヘキ)仏在(マ)ます弥陀尊などといふ是なり。(傍注は現存和讃)

と和讃の筆頭をなすものとしてこの千観の和讃の序章を引用している。しかも、現存の和讃と異同があること、また特に千観作とことわっていないことなどが注目される。このことは、この和讃が民衆の中で口ずさみとして流布する間に、少しづつ変形し、民衆自身のうたごえになっていったことを物語っている。

また、十二世紀に都を中心にひろく流行した今様のなかに

### Ⅲ 古代の高槻



写47 箕面勝尾寺（箕面市）

ではなかった。彼は河辺郡昆陽（現伊丹市）にもしばしばでかけて、その昆陽池のほとりの宿所に逗留している。

わがやどのこずゑのなつになるときはいこまのやまぞやまかくれける

『後拾遺和歌集』（承暦二（一〇七八）年成立）はこの有名な歌に「津の国の古曾部といふ所にて詠める」という詞書きことばがを付しているが、寛徳二（一〇四五）年能因自らが編纂した『能因法師集』〔掛宮本叢書〕第三卷所収は「この歌

みだのちかひぞたのもしき、十悪五逆の人なれどひとたびみなをとなふれば、らいがういんぜううたがはず〔梁塵秘抄〕三〇番

という有名な歌があるが、この今様法文歌は、千観の『極楽国弥陀和讃』の一節（前掲傍点部分）がながい期間のうちに大衆的に改作されて、民衆自身のうたごえとなったものである〔多屋頼俊〕『和讃史概』。これらの事実は、千観が創造した和讃が、いかにつよく民衆の心をつかんだかを、何よりも雄弁に物語っている。

能因法師 一一世紀前葉の漂泊歌人能因法師が、出家後、撰と古曾部 津国島上郡古曾部に居をかまえたことは、たと

えば一二世紀初頭成立の『今昔物語集』〔卷二四〕が能因のことを古曾部入道と呼んでいることなどからみてもたしかなことである。しかし、摂津国における能因の宿所は島上郡古曾部だけ

に「夏見屋池亭」と注記しているのである。『後拾遺和歌集』の編纂者藤原通俊がこれを古曾部としたのは、一世紀後葉にはすでに能因の通称となっていた古曾部入道の名にひかれたからであろう。

ところで注目すべきことは、能因が古曾部入道と呼ばれ、古曾部に居をかまえたことはたしかなる事実であるにもかかわらず、『能因法師集』には古曾部なる地名が全く見えないということである。

つづくにへゆくとして

あしのやのこやのわたりに日はくれぬいづち行らんこまにまかせて

ゐなのといふところを行とて

おもふことなればぬれぬ我そでをうたたある野への萩の露かな

といった一連の歌からもわかるように、能因はこの猪名野・昆陽の地をこよなく愛していたのである。

しかし、だからといってこの昆陽の地にも能因自身の別荘があったとは考えられない。昆陽寺は古く行基四九院の一つであり、昆陽池も行基によって造成された池であった、この時期には関白頼通が兎屋寺に修行に赴いていることからみれば、能因がしばしばおとづれた「兎屋池亭」も



写48 能因塚（市内古曾部町三丁目）

おそらく児屋寺に附屬する頼通の別荘であつたのであつて、頼通との縁故によつてここに逗留してその風光を楽しんだのであろう。それでは、一体能因はどうして古曾部に自らの居所をかまえたのであろうか。

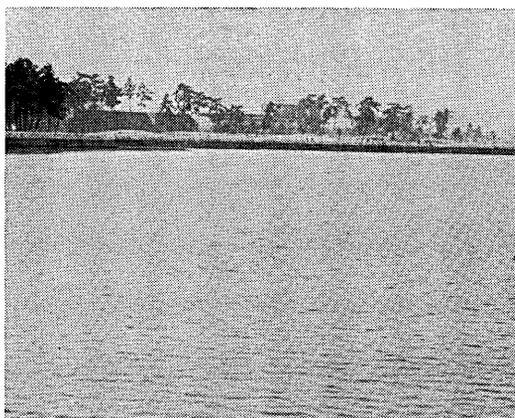
能因法師は、永延二（九八八）年長門守橘元愷もとやすの子として生れ、俗名を橘永愷もとやすといつた。彼は文章生となつて下づみの中級官人のコースを歩みはじめるとともに、若くより作歌をはじめ、当時歌道の第一人者であつた藤原長能ながたつを師として歌を学び、故人では伊勢を尊敬し、歌道に異様な執念をもやすようになつていつた。長和三（一〇二四）年二七才の頃、愛する女性の死を契機として出家したが、この彼の出家は仏道に専念して亡き人の菩提を弔うためというよりは、官途に見切りをつけ、現世的拘束をはなれて歌道に専念するためであつた。

けふこそはじめてすつるうき身なれいつかはつゝゐにいとひはつべき

この歌は以上のような出家の心境を詠つたもので、後の西行法師をおもわせるものがある。こうして能因は出家後、僧にも非ず俗にも非ざる独自の生活形態をきりひらいていかなければならなくなつたのである。一二世紀の歌学書『袋草子』が「能因ハ古曾部ヨリ毎年花盛はなざかりニ上洛シテ、大江公資まゐりけガ五条東洞院家ニ宿ル」と伝えていゝるうちに、彼は大江公資といつた同じ受領階層の人々と交友関係をもつて、それらの人々が国守として任国へ下るのに同行して、奥州・三河・遠江・美濃・美作・伊予へと断続的に旅をしつづけたのである。なかでも万寿二（一一〇二五）年以後兩度にわたる奥州行脚あみぎやは彼の作歌活動に大きなみりを与え、『能因歌枕』もその成果であつた。

よのなかはかくてもへけりきさかたやあまのとまやを我宿にして

（象瀧むかた＝出羽国由利郡）



写49 満水の昆陽池（兵庫県伊丹市昆陽）

いまは行水にもたるわが身かなこころにもあらでのどけからぬよ  
 しかし、両度の奥州行脚で注目されることは、奥州の地で若  
 駒を調教する牧司と親しくなり、陸奥産みちのくの駿馬を京都につれて  
 かえってそれをさる受領に贈ったり、また噂を聞いた受領から  
 所望されたりしているという事実であって、官途を去って出家  
 した能因は、この奥州行脚を契機に陸奥産の駿馬を入手するル  
 ートを確保し、こうして得た駿馬を受領層との交友の仲立ちと  
 したものと考えられるのである。〔目崎徳衛「能因伝における二・三の  
 問題」『芸林』昭和三四年四・六月  
 号。〕

元来、淀川沿岸の地は、摂関家領楠葉牧（現牧方市）、官牧鳥  
 飼牧（現摂津市）をはじめとして、東国産の牛馬を放牧してお  
 く近郊牧場（近都牧）として利用されていた〔古代三四・三三七〕。島上郡  
 にも上牧という地字が残っており、梶原地区には川原牧（現萩之庄五丁目）という小字も残っている。このよ  
 うにみてくるならば、能因は、近都牧として馬を放牧するのに便利な地としてこの古曽部の地をえらんで自  
 らの居宅をかまえたと考えられるのである。晩年、能因は伊予国（現愛媛県）に下った時、

みちのくよりのほりたる馬のわずらひてこの国にてしぬるをみて  
 わかるれとあさかのぬまのこまなればおもかげにこそはなれざりけり

### Ⅲ 古代の高槻

と詠っているが、あさかのぬまとは陸奥国安積郡（現福島県山形市）の歌枕として有名な沼のことであるから、この歌によっても能因の人生と陸奥産の駿馬との深い関連をうかがうことができる。

もとより、先に金龍寺の項であげた能因の名歌や、次にあげる

あき、人のもとへいひやる

ひたぶるにやまだもる身となりぬればわれのみ人をおどろかすかな

などの歌は山里である古曾部で詠んだものと考えられ、『詞歌和歌集』の「津の国古曾部といふ所にこもりて前大納言公任のもとへいひ遣はしける」という詞書きは何らあらためる必要はない。近都私牧の必要から古曾部に居所をかまえた能因も、晩年には遠方からの旅から帰るたびにこの地への愛着を深め、地味なこの山里の風物に親しむようになっていたのであろう。

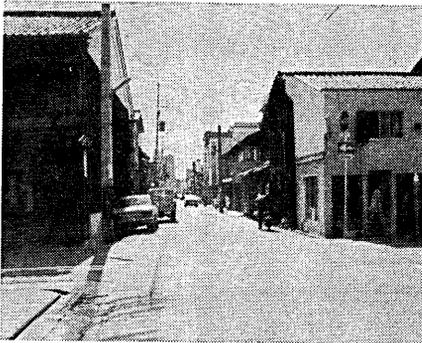
風光明媚な「児屋池亭」はかり宿にすぎなかったが、何と云っても能因にとって古曾部は漂泊の人生の基地としての自分自身の居所だったのである。おそらく、この地域の村落の住民たちも、このような能因の独特の生活を理解し、能因の庵を彼等の生活空間のなかにそれなりに位置づけたのであろう。能因の墳墓が能因塚として今日まで伝えられていることは、このことを無言のうちに物語っている。



写50 掘原の字川原牧付近（市内萩之庄五丁目）

\* 一二世紀の歌道書『袋草子』は「能因、兼房車後ニ乗テ行之間、二条東洞院ニテ俄ニ下テ、数町歩行ス。兼房驚キテコレヲ問フ。答ヘテ曰ク、伊勢ノ御ノ御家ノ跡也。彼ノ御ノ前裁ノ結松今ニ侍ル。イカデカ乗ナガラ過ベキ哉ト云々。松ノ木ノ末ノミユルマデ車ニ乗ラズト云々」という伝承を伝えていて、能因が伊勢の歌風に関心をもっていたことを伝えている。しかしこの事実だけから、伊勢の御が晩年摂州古曾部に隠棲し、その跡をしたって能因が同じ古曾部に居をかまえるにいたったのだと結論するわけにはいかない。現伊勢寺のもっとも古い寺伝は、慶安四（一六五二）年林羅山が記した『摂津伊勢寺碑銘』であるが、この銘文も「島上郡伊勢寺は俗に伊勢旧栖と云ふなり。祠あり塔あり。しかるに古記失なへり。しかれば知るべからざるなり」とことわった上で、その「俗」説にしたがって、伊勢の御の伝記を史実にしたがつて記しているのである。近世以前の寺伝は全く不明なのである。一方、伊勢の御の家集『伊勢集』をひもといても、晩年になって京外に隠棲した形跡は全くみあたらない（曾沢太吉「伊勢の御」考『国語国文』昭和九年三月号）。ところが、『日本輿地通志畿内部分』巻五三（享保一九（一七三四）年刊）は伊勢寺について「伊勢貞国創建。京師東山極楽寺縁起文に見ゆ」との説を載せている。東山極楽寺とは真如堂のことであり、統群類本『真如堂縁起』には室町幕府政所執事家伊勢氏と真如堂との関係については記載があるがこの伊勢寺のことはふれていない。したがってさらに別本を検索する必要がある。

以上を要するに、伊勢寺の創建由緒については、中世においてすでに



写51 伊勢女御旧邸跡  
(京都市中京区二条東洞院付近)

### III 古代の高槻

伊勢寺と呼ばれていたらしいということ以上は一切不明に属すと言わねばならない。そして近世にいたって高槻城主永井氏の文化政策のなかでこの伊勢寺という寺名と近くの能因塚とが結びつけられて、古曽部一帯が伊勢・能因の文学的遺跡として位置づけられていったものと考えられる。

貴族文芸にあら 王朝貴族は、歌枕をたくみに使うことによつてすぐれた和歌を創作しようとした。歌枕われた高槻地方 とは、和歌のなかに古来多く詠みこまれた名所である。摂津国島上郡にかかわる歌枕と

しては、三島江：芥川・磐手の森・玉川の里・水無瀬などがあげられる。

三島江は現在の高槻市三島江附近から下流の淀川沿岸一帯を指したらしく、はやく『万葉集』にその姿をあらわす。

三島江の玉江の薦もを標めしより己おのがとぞ思ふいまだ刈らねど

〔『万葉集』巻ノ七、一三四八〕

この歌では、三島江は淀川下流域一帯の現実の風景を表現しており、ここから孤こや芦あしの生いしげった歌枕三島江のイメージができあがっていった。

み島江につのぐみ渡る声の根の一よの程に春めきにけり

曾根好忠〔後拾遺集〕

三島江や波にしをる刈こものかつ乱れても飛ぶ蟹かな

藤原為家〔百三十番歌合〕

などは、このようなイメージを生かした作例であるが、さらにこのイメージの上に「みしまえ」を「見る」にかけて掛け言葉としてつかうことが多くなつていった。

思ひ知る憂きみしま江の水なれば行けど行かれぬ心地こそすれ

藤原公任〔前大納言公任集〕

よそにのみ三島の声の根をたへてかりにだにやは今はとひ来ぬ

河内〔堀川百首〕

芥川は現在の芥川そのものであるが、はじめから風景自体よりも「飽く」ということばにかけて掛け言葉としてつかわれた。

人をとく芥川てふ津の国の名には違はぬ物にぞありける

承香殿中納言（『拾遺集』）

はつかにも君をみしまのあくた川あくときや人の音信もせぬ

伊勢（『夫木和歌集』）

いわてのもりという歌枕には、現在の高槻市安湊の磐手社神社附近一帯を指す「津の国の磐手の杜」と、陸奥国岩手山のふもとを指す「みちのくのいわてのもり（山）」の二つがあった。どちらも「いわで」（言わない）ということばにかけて掛け言葉としてつかっている。

君にしも秋を知らせぬ津の国のいはての杜を我が身ともがな

馬内侍（『統古今集』）

玉川の里という歌枕の場合もかならずしも高槻市内西面地区の玉川の地を指すとはかぎらなかつた。歌枕の玉川には、①山城国井手の玉川、②摂津国三島の玉川、③紀伊国高野の玉川、④近江国野路の玉川、⑤武蔵国の多摩川、⑥陸奥国の野田の玉川の六カ所があり、①の井手の玉川は山吹の名所として知られ、④の



写52 淀川の芦刈

### Ⅲ 古代の高槻



写53 磬手杜神社（市内安満磬手町）

野路の玉川は萩の名所とされていた。そしてここ三島の玉川の里は夏の風物である「卯の花」が咲きみだれ、「卯の花の垣根」⇨農家が点在する初夏の農村風景のイメージとふかくむすびついていたのである。中世初期においては、「四月神まつる家に卯花あり」といった画題が初夏の倭絵（四季絵）の重要なテーマモチーフであった〔家永三郎『上』。このことは、「卯の花の垣根」が撰関期の農民⇨百姓の個別経営の自立性とそれにもとづくゆたかな農業生産を象徴する初夏の風物であったことを物語っており、摂津国島上郡の農村玉川の里がそのような新しい豊かな村落の典型として王朝貴族に意識されていたということは、この地域の歴史を考える上で重要なことである。

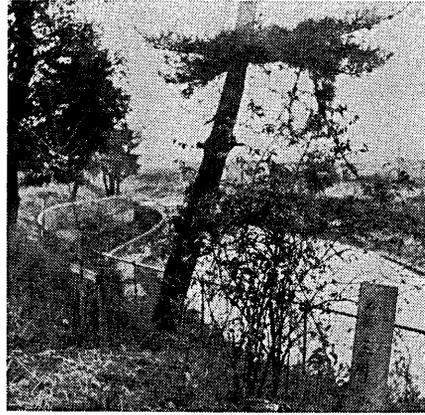
うのはなのさかぬかきねはなけれども名にながれたる玉川のさと

藤原忠通（『金葉集』）

浪の音は松の嵐に聞ゆなり卯の花かをる玉川の里

藤原家隆（『正治百首』）

現在の玉川の流れからみれば「浪の音」とはおおげさな表現と感じられようが、古代・中世においては芥川は松尾川を合流してこの玉川を流れて安威川にそそいでいたと考えられるのであって、むしろ自然な表現なのである。しかも玉川は現在も玉



写54 玉川の里跡（市内玉川二丁目）

川橋のあたりで直角に曲り、直線に南下しているが、この直線の南北の流路は、古代条里制の島上郡一〇条と一一条の境の線に一致している。その上低地帯であるにもかかわらず玉川両側地域は条里遺構がよく残っている地域であることを考えれば、この地域は古代律令制以来ゆたかにひらけた農村地帯であった、しかもその後も大きく荒廃することなく、新しく農業生産力を発展させてきたところであったと考えることができよう。玉川の里という歌枕と「卯の花の垣根」との結びつきの背景には以上のようなこの地域の歴史的事情がひそんでいたのである。

## 第二節 中世荘園公領制の成立

北摂武士溝 富豪層Ⅱ 地方豪族は、八・九世紀以来一貫して農村における新しい私的搾取階級として成長  
杭氏の登場 してきていたが、一〇・一一世紀の摂関期にいたっても、身分的には政治的被支配身分Ⅱ田

堵百姓身分（大名田堵）におしこめられていた。

ところが一一世紀初頭頃より、彼等富豪層は、あるいは積極的に未開地に進出して荒野を開発し、あるいは荒廃耕地を再開発して、その開発労働に結集した労働力を下人・所従として身分的に固定化しつつ、その自らの開発小領域を私的に領有する法的権限（別名）を国衙権力に承認させることを通して、自己の周辺的一般農民二百姓に対して新しい政治的支配者としてのぞむようになっていった。こうして彼等は、地方の軍事的支配身分たる武士団を開発領主に成長していったのである。

摂津国では、一〇世紀中葉、源満仲が河辺郡多田の地に館をかまえて以来、清和源氏一族が藤原摂関家の「侍」（用心棒）として諸国の受領を歴任するとともに、畿内の軍事的貴族として活躍していた。しかし、この清和源氏の後裔が、全国の武士を主従関係に組織して、武家の棟梁として登場してくるのは、一一世紀後葉、八幡太郎義家の時代からであった。その歴史的前提としては、全国各地に武士団を開発領主が成長していなければならなかったのである。

北摂における武士としては溝杭氏・真上氏・氷室氏・広瀬氏・豊島氏（源平内乱に手島藏人・手島冠者が活躍する）などをあげることができるが、多少ともその武士団の形成過程をうかがうことができるのは、島下郡溝杭庄の開発領主溝杭氏の場合である。『尊卑分脈』によると、溝杭氏の祖は五位下源資兼は、源満仲の子頼光の曾孫であって、「外家の所領を相伝するによって摂津国溝杭に住し、溝杭大夫」と称したという。資兼の父は五位下源頼資は下野守をつとめて左衛門尉となり、康平七（一〇六四）年上野介橋惟行との私闘の罪によって、土佐国（現高知県）に流刑され、治暦二（一〇六六）年許されて上洛したがその年の八月二十四日に死去している（『扶桑略記』）。したがって、頼資の五男資兼が摂津国溝杭郷に居住して溝杭大夫と称するよ

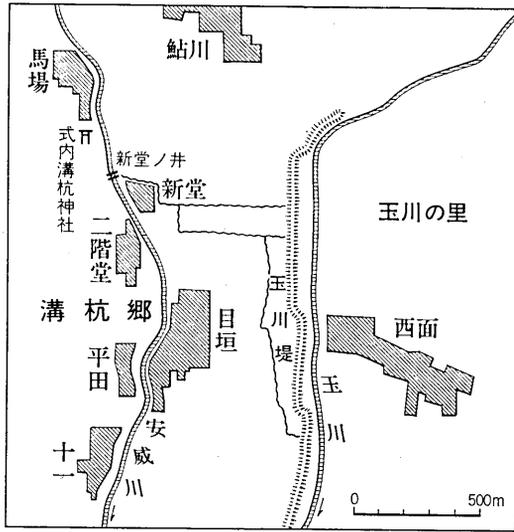


図172 溝杭庄付近略図

(注：集落の輪郭は明治前期のもの)

の家の所領を相伝することによって溝杭郷に居住し、溝杭大夫と称したものと考えてよいのであろう。

ところで、この溝杭郷は、現茨木市内の目垣・二階堂・馬場・十一を含む地域であって、その結節点として馬場に式内社溝杭神社が存在している。この地域は東に玉川が流れ、中央を安威川が貫流していて、古代律令制以来の条里制の遺構がくっきりとのこっている小穀倉地帯であって、いわゆる玉川の里の隣村にあたるわけである。しかもかつては、芥川と桧尾川の水を合流して流れていた玉川は、現在も島上郡一〇条と一

うになったのはほぼこの頃一世紀中葉であったと考えられる。

ここで注目すべきことは、軍事貴族源頼資の子息である資兼が「外家の所領を相伝する」ことによって、溝杭郷に居住し、溝杭氏の祖となるにいたったという事実である。それでは資兼は一体誰の所領を相伝したのであろうか。『尊卑分脈』は資兼の母（頼資の妾）について何も記載していないが、このことは資兼の母が貴族の娘ではなかったことを物語っており、おそらく、摂津国溝杭郷の在地の富豪Ⅱ名望家の娘であったと考えられるのである。であるとするならば、資兼は自分の母方

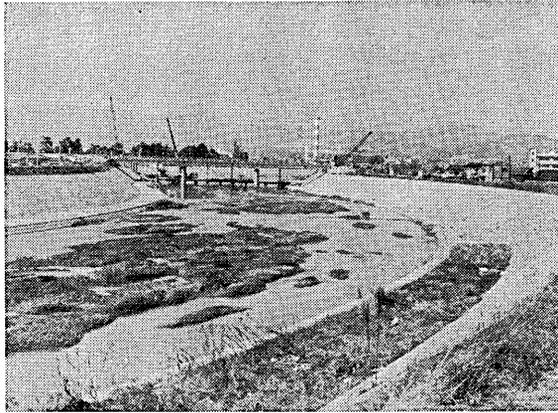
### III 古代の高槻

一条の境の線を南北に流れていて、中世以降も不断に堤防治水工事が行われたことを物語っている。

時代は下るが、室町時代中期嘉吉元（一四四一）年、溝杭信幸なる人物がその溝杭村内本領ならびに所々散在田畠を嫡子弥三郎に譲与している〔嘉吉元年十二月日溝杭信幸譲。状「石清水文書」二六二号〕。この溝杭信幸は、溝杭資兼の後裔と考えられ、そこに示された所領構造は溝杭氏の開発領主としてのあり方を物語っていると考えられる。本領として

あげられているものは、一、溝杭村内国衙之沙汰人職、一、溝杭村内芹野名主職、一、溝杭村内妙法寺俗別当職、一、新堂之井司、一、西面村内惣追捕使松永名同給引物田畠等であるが、ここで注目されるのは一つは新堂之井司職を把握していることであり、もう一つは玉川の東側の西面村の惣追捕使職をもっていることである。新堂の井は溝咋神社の川向いの新堂の地点で安威川から水を引く井関であって安威川と玉川にはさまれた目垣の地域を灌漑する用水であり、おそらくこれは溝杭氏によって開発あるいは、再開発されたものであろう。また島上郡の玉川東部の西面村すなわちいわゆる玉川の里に対する警察権的支配権をも把握していたということは、先に述べた玉川の堤防治水工事を不断に実施して、玉川の川筋を固定化して西面及び目垣の古代以来のゆたかな水田を維持安定させていたものが開発領主溝杭氏に他ならなかったことを物語っている。

またこれと共に注目されることは、溝杭村内散在名田畠の位置を「十一条・十二条之間」と表現しているという事実であって、溝杭氏は自らの所領溝杭郷あるいは溝杭庄の条里を一貫して島上郡の条里によって表現していたのである。本来溝杭の地は島下郡にあり、普通であれば島下郡の一条と二条の間と表現すべきところである〔服部昌之「淀川右岸地域の条里と」、『人文研究』二三号〕。この事実、溝杭氏が当初から玉川の堤防治水工事を自らの領主



写55 安威川畔新堂側から山科橋を望む（茨木市）

的支配の一つの中核として位置づけ、そのことによって玉川東部のいわゆる玉川の里にもその領主的支配権を及ぼしていたことを物語っている。

以上のようにみてくるならば、溝杭大夫源資兼の母の実家は、おそらく溝咋神社の神主職あるいはその神宮寺不動院長蓮寺の俗別当職を把握して新堂の井関を管理するとともに玉川の堤防治水工事を自らの職務とすることによって、この地域に巨大な経済的支配力をもっていた地方名望家Ⅱ富豪（大名田堵）であったと推量される。そして多田源氏（軍事貴族）の系譜を引く源頼資とこの地方の名望家の娘との間に生れた源資兼は伝統的所領を相続するとともに、その所領に対する法的領有権を摂津国衙にみとめさせ、やがて警察裁判権を確保することによって典型的な開発領主Ⅱ武士団に転身したと考えられるのである。

このようにして成立した在地領主溝杭氏は、同じ開発領主といっても、東国の開発領主のような新しく未開地に進出して荒野を開発したのではなく、古代律令制のもとで達成された農業生産力を古代村落が崩壊した新しい時代の中で維持（玉川の堤防治水工事）し、さらに発展させる（新堂井の開発）役割を荷うことによって

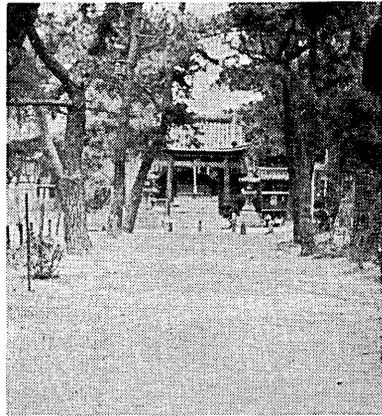
### Ⅲ 古代の高槻

在地領主的支配権を形成していったのである。その意味においては、東国の武士を本来的な開発領主と呼ぶとすれば、このような畿内の武士はいわば再開発領主とも呼ばれるべき存在であったのであり、溝杭氏はそのような畿内武士の典型であった。

建久三（一一九二）年三月、後白河法皇はその死の直前、院の御祈願所清浄心院領であった摂津国溝杭庄など二四所を寵妃丹後局高階栄子に譲り与えている（「建久三年三月日後白河院行下文案」）。その後溝杭庄は長講堂領となったもので、応永十四（一

四〇七）年の『長講堂目六』には「斤分摂津国溝杭庄年貢未定」と記載されている。おそらく、一二世紀中葉以後葉、鳥羽・後白河院政期に開発領主溝杭郷司溝杭源氏がその地主職を保留してその所領を院に寄進したのであろう。資兼の兄弟の子孫には鳥羽判官代・上西門院藏人・宣陽門院藏人等になってきている者が多く、このような一族の院との縁故を媒介にして溝杭郷の地を院領に寄進したのであろう。

こうして、摂津国国衙領溝杭郷司職を領有していた溝杭源氏は院の庇護を仰いでここに皇室領溝杭庄下に司に転身したのである。その後溝杭氏は鎌倉幕府の御家人となって摂津国における六波羅御使として活躍する（中世八二）。「八四」。しかし鎌倉期・南北朝期・室町期を通じて政治的にはあまりめだつた動きを示すことなく、玉川・安威川流域の治水灌漑を独占することによって溝杭庄及び西面村Ⅱ玉川の里に対する勸農権を強固に把



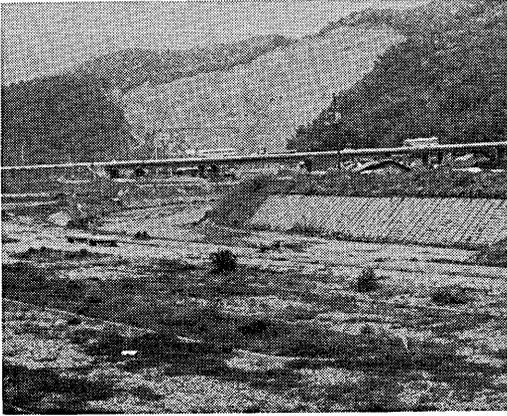
写56 溝咋神社と参道(茨木市五十鈴町)

握し、安定した百姓支配を実現しつつけて、この小穀倉地帯＝小世界の領主として中世末まで大過なく生きのびたのである。〔天文十四年八月廿六日茨木長隆。沙汰状『石清水文書』二六一号〕。この点、後にみるように、同じ畿内武士として出発した真上庄下司真上氏が政治的に波瀾万丈のコースをたどったのとは全く対照的であった。

中世荘園としての 一世紀初頭以来、全国各地に在地領主制＝武士団が成長してくると、権門寺社（王水無瀬庄の確立 朝貴族）は在地領主に農民支配権を奪われないように田堵百姓たちを庄民として直接強く抱えなければならなくなった。また一般田堵農民の方では、在地領主の支配権が強化されてくると、在地領主の家長的庇護を仰いで人格的に隸属し、その郎従・家人になる人々もあらわれてきた。このような動向のなかで、畿内近国の上層農民たちは武士の領域的・暴力的支配強化に対抗して自らの村落結合を強化し、権門寺社の庇護を仰ぎ、供御人・寄人・神人等の身分を帯びて自分たちの従来の自主的な生産・生活を守り発展させようとしたのである。

このようにして一世紀から一二世紀の院政期に荘園領主制＝荘園制的領域支配が形成されていった。一方、在地領主制の確立とともに、近隣の在地領主相互間の矛盾も激化し、国衙権力に結集した在地領主に對抗して地主職を保留して権門寺社に所領を寄進する在地領主も多くあらわれた。こうしてさまざまな社会諸階層の諸動向があいまって、一二世紀中葉には、およそ各国とも荘園五〇パーセント、国衙領五〇パーセントといった割合で荘園制が形成されるにいたった。また残る国衙領についても、知行国制度の発展によって事実上荘園の本所職・領家職とかわらないものとなっていった。このようにして中世的荘園公領制が形成されていったのである。

### Ⅲ 古代の高槻



写57 水無瀬川から水無瀬庄域を望む

島上郡において、このような中世的荘園領主制の形成過程をかきまみることができるのは、東大寺領水無瀬庄のみである。先にみたように、一〇・一一世紀撰関期においては、東大寺領水無瀬庄田を請作していた田堵百姓たちは自らを撰津国水無瀬郷住人等として意識していた。それだけではなく、彼等の多くは藤原撰関家の散所雑色などとなって雑公事を国衙・東大寺などから免除されて藤原撰関家に雑役を奉仕していた。ところが、一二世紀前葉、天承元（一一三二）年七月、東大寺領水成瀬庄田堵等が東大寺に提出した請文において、その請文に連署している八名の田堵たちは自らを

「水成瀬庄田堵等」、すなわち東大寺領水無瀬庄庄民として意識しており、「五節供」と名づけられた独特の公事と「畠地子」とを東大寺に納入することを誓約しているのである。

丁度この頃、東大寺は東大寺領各荘園の文書目録をしきりに作製しているが、この事実は、悪僧覚仁を中心に東大寺が荘園領主制支配を確立するためになみなみならぬ努力をつくしたことを物語っており、水無瀬庄の場合もこのような動向の一環であったのである〔中世二八・三〇・三四・三五・三六・三七・四〇・四二・四四〕。

東大寺領水無瀬庄についてみれば、この時期の最大の問題は、水無瀬庄田を請作している殿下散所雑色に庄民として「寺役」＝公事を負担せしめるといふ問題であって、「散所雑色寺

「役勤仕証文」が訴訟のためしきりにまとめられている〔中世三四・四〕。そして久安二（一一四六）年には「水無瀬御庄散所雑色」であった紀安光に二段小の水無瀬庄田を請作するに際して、「今年より始めて、御寺所役を勤仕すべし」と誓約した請文を提出させることに成功し、この文書を重要文書として保存したのである〔中世三二〕。このようにして東大寺は水無瀬庄田畠請作者から殿下散所雑色の雑公事免除の特権を否定し、年貢・公事負担者としての水無瀬庄専属庄民を創出していった。そのため藤原撰閔家の「水無瀬散所」はついには、「撰津国山崎散所」に収斂されていったのである。東大寺はこのほか先に考察した寛徳二（一一〇四五）年閔白左大臣家政所下文などの一一世紀の文書を武器として、庄内畠地の一円的領有権を確立するとともに、水無瀬庄田及び田堵百姓たちの生産・生活の基盤であった屋敷地Ⅱ在家・畠地を統一的に把握することによって、年貢・公事をセットとして収奪する新しい支配秩序をつくりあげていったのである。

このような東大寺側の強力なはたらきかけのなかで、水無瀬庄の基本成員となった八・九名の田堵百姓たちは、自分たちこそ「五節供」といった供御物Ⅱ公事を大仏に捧げて大仏に奉仕することのできる特別の身

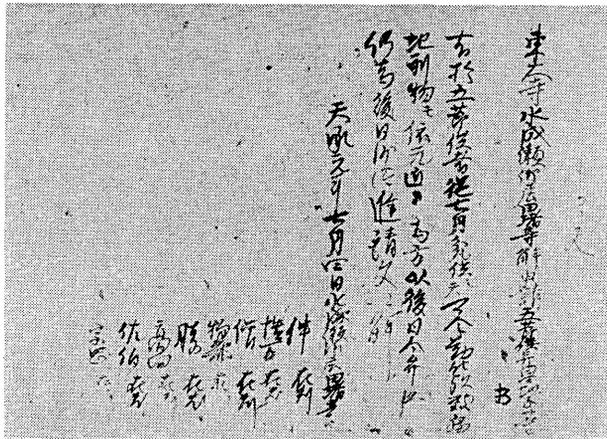


写真 58 東大寺領水無瀬庄田堵等請文案（東大寺文書）

### Ⅲ 古代の高槻

分をもった百姓であると意識するようになっていった。彼等は自らを「大仏奉仕之奴婢」と意識するという倒錯した特権意識を支えとして在地領主Ⅱ武士・国衙の支配強化や他権門の支配に対抗しようとしたのである。このようにして東大寺大仏への奉仕者集団としての中世村落が形成され、東大寺はこのような田堵百姓の生産・生活の舞台そのものを荘園的領域として支配するにいたった。

建保二(一一二四)年五月日東大寺領諸庄田数所当等注進状案<sup>〔中世五三〕</sup>は、このようにして完成した荘園領主制の土地支配の構造を具体的に示している。すなわち、鎌倉初期における東大寺領水無瀬庄は、水田一二町八段一六〇歩・畠三町余から成っていたが、このうち除田①家川成四段、②常荒一反、③庄例立田三町一六〇歩、④神田二段、⑤井新二反、⑥下司六反、⑦公文二反、⑧徴使二反、⑨例損一町七反一六〇歩を引いた残り九町三段一〇〇歩の水田が年貢・公事の対象となる定田であった。その他畠三町余は、段別一斗の所当地子の対象となる定畠であった。

ここで第一に注目されるのは、④神田二反である。本来農民たちは自ら費用を出し合って自主的に村落の鎮守の祭祀をいとなんできたが、荘園領主東大寺はその祭祀費用を神田Ⅱ除田として恩恵的に農民たちに給付することによって農民の村落生活の内面にまでわけ入り、農民の精神生活をも支配しようとしたのである。次に注目されるのは⑤井新二反であって、この除田の設定によって東大寺は村落自体が自主的に行なってきた治水灌漑事業のなかにわりこんで、村落に対する勸農権を把握しようとしているのである。⑥・⑦・⑧は庄官給田であっておそらく雑役免田であろうと考えられる。したがって、下司・公文・徴使とも、給田分の年貢についてこれを東大寺に納入しなければならなかったのである。下司給田六反というささやかな

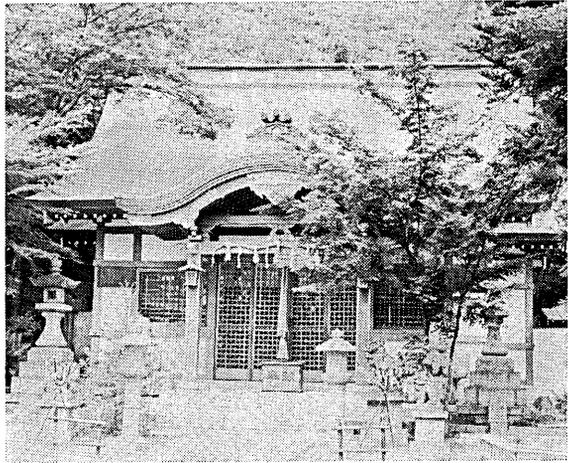
数字からみるならば、この東大寺領水無瀬庄下司は在地領主というよりは下司にとりたてられた有力農民の一人にすぎない。

島上郡北部の武士Ⅱ在地領主としては、鎌倉末にはじめて史料にあらわれる摂津国御家人広瀬太郎左衛門尉景基をあげることができる〔中世〕〔八三〕。広瀬氏は鎌倉末にはすでにその本拠を島下郡粟生村に移していたが、本来はその氏名からして西天王山山腹にある旧広瀬神社（現若山神社）の氏子領域たる広瀬の地（島本町東大寺・広瀬・桜井・神内）を本拠として成長してきた在地領主であったと考えられる。そして、一三世紀初頭、後鳥羽法皇の水無瀬殿が整備され、承久の変後は水無瀬御影堂が成立してその俗別当職を水無瀬氏が把握して御影堂領水無瀬庄・井内庄を領有するに及び、島下郡粟生村にその本拠を移したものと推定されるのである。したがって、院政期には、中世荘園東大寺領水無瀬庄の形成は、この開発領主広瀬氏との対抗関係において把握されなければならない。

次に③庄例立田三町三段一六〇歩であるが、おそらくこれは、東大寺領水無瀬庄政所の経費をまかなう除田であって、狭少な荘園の割にその田数が大きいことが注目される。田堵農民をつなぎとめ、安定した荘園支配を実現するためには、それなりのてだてが必要であったのである。

ところで、残りの定田九町三段一〇〇歩からは毎年所当官物米三七石三斗一升三合、平均段別四斗の米が収納される計算になっているが、この定田がどのような構成になっていたかはこの注進状からは知ることができない。島上郡の他の荘園の例をみるならば、法金剛院領土室庄はむろは本来重末名・末包名・重依名・則元名・土室名はむろといった一町前後の五つの名田分七町七反一二〇歩と一一町七反一八〇歩の散田分とからなってい

Ⅲ 古代の高槻



写59 若山神社 (三島郡島本町広瀬)

た。すなわち、定田は名田分と散田分とからなり、名田分は約一町前後の名田五名でもって構成され、これらの公事名田を領有した名主百姓がこの土室庄の本来の庄民であつて、法金剛院に年貢・公事を納入する義務を負つた上層農民であつた。それに対して中堅・下層農民であつた小百姓たちは、散田分を荘園領主から直接毎年請作してその分の年貢だけを荘園領主に納入したのである〔中世二〕。春日社領安満庄においても、定田九一町三反六〇歩は百姓名田分四四町二反三〇歩と散田分四七町二反三〇歩とからなつており、百姓名田四四町二反三〇歩は二五名の名田でもって構成されていた。<sup>\*</sup>一名田平均一町五反である〔中世一〕。

その定田九町三反一〇〇歩は、一町前後の名田数名と残り散田分とからなつていたと考えられ、水無瀬庄は年貢・公事を負担する数名の名主百姓(田堵百姓)と、散田分を少量づつ請作する小百姓とから構成されていた。そして東大寺領水無瀬庄庄民 $\parallel$ 名主百姓としての身分は大仏に公事 $\parallel$ 供御物を捧げる名田を領有することによって保証されていたのである。

なお、大治三(一一二八)年東大寺は水無瀬庄を四〇町の規模の荘園として注記しているが、これは田代・

荒野などを合せて、実現さるべき全領域の概算面積であると考えられる〔中世〕<sup>二七</sup>。

\* 欠年撰津国春日社領安満庄目録〔中世一五七〕は一四世紀～一五世紀のものと考えられるが、定田にあたる部分  
 「都合三十名之内 百姓名四十四丁二反卅歩」と記載されている。この「地頭名四十七丁二反卅歩」をどのように考える  
 かが問題であるが、一般の地頭名田としては巨大すぎることから考えて、後述のようにこれは元來は散田分であつ  
 て、南北朝期に入って急速にこの地に勢力をのばしてきた芥河氏がこの散田分を地頭名田として押領してしまつたと  
 考えておきたい〔三浦圭一「中世後期の商品流通と領主階級」『日本史研究』六五号参照〕。

島上郡における 藤原撰関家領 藤原撰関家領としては早く一二世紀初頭元永二（一一一九）年に真上庄

中世荘園公領制 が平等院領としてあらわれ〔中世〕<sup>二八</sup>、ついで桜井庄が保元の乱における藤原頼長没官領と

してあらわれる〔『兵範記』保元二。年三月廿五日条〕。また安満庄は平安・鎌倉期にはその本所・領家をたしかめることはできな

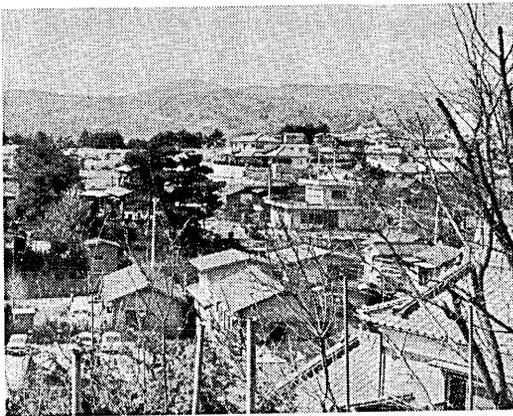
いが、室町時代一五世紀にいたつてようやく春日社領であることを確認することができ、一二世紀以來藤原撰  
 関家領であつたものと考えられる〔中世〕<sup>二九</sup>。

真上庄は、『倭名鈔』真上郷が荘園化したものであつて、藤原撰関家領荘園群が形成された富家殿忠実の  
 関白時代・白河院政期末期（一一〇五～一二二二）に真上郷の開発領主Ⅱ真上郷司真上氏の地主職保留の寄進  
 によって成立し、これをうけた忠実が宇治平等院領として位置づけたものと推定される。その庄域はほぼ現  
 在の大字真上の地にあたると考えられる。

藤原撰関家領安満庄の成立もおよそ同時期と推定され、成合の春日神社の祭礼が中世前期には成合村・安  
 満村・古曾部村を中核としてその周辺の諸村落を結集して催されていたことからみれば、その庄域は北はい

### Ⅲ 古代の高槻

わゆる大字成合から安満・下・古曾部・別所・野田・東天川・西天川にいたる諸地域をふくんでいたと推定される〔中世一〕。その定田だけで一〇〇町弱の面積をもっており、畿内の荘園としては広大な荘園であった〔中世二〕、〔七四〕。それだけにその内部には他寺の領田を多くふくんでおり、現在知られるだけでも、①安満庄常林寺分〔中世一〕、②法輪寺領安満木工本庄〔中世一〕、③仁和寺領安満承香勅旨田散在〔中世二〕、④金龍寺免田八反半〔中世二〕、⑤大炊寮領安満御稲田といった所領が入組散在していた。このうち、①の常林寺は太政官務家小槻氏の氏寺であり、この所領はもと太政官御厨領であったものがその長官を世襲した小槻氏の所領となったものである。すなわち官司領の一つである〔中世三〕。これに対して③の仁和寺領安満承香勅旨田散在は、摂関家領安満庄が成立するはるか以前、九世紀前葉に政府によって大々的に開発された安満勅旨田のなごりであって、いつの頃から皇室から仁和寺に寄せられたものと考えられる〔古代二〕。おそらくこの天長末年における荒野・野地二二三町歩にわたる、政府による安満勅旨田開発の時に松尾川の流路がつけかえられ、紅葺山のあたりで東部に流路を曲げ、さらに大字下小字宮前ところで直角に南流させて、現在の流路を確定したものと推定されるのである。②の法輪寺は山城国嵯峨法輪寺（現京都市右京区）であって中世には東寺末寺となっていたが、



写60 真上旧村（市内月見町から真上町一丁目を望む）

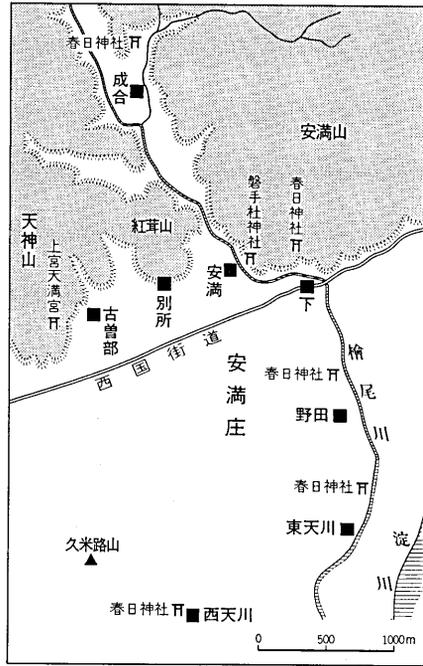


図173 安満庄略図

せるならば、やはり同じく一二世紀前葉のことであったと推定される〔『平安遺文』四一三一〕。しかも注目すべきことは同じ摂関家領であっても先にみた真上庄とは対照的に、この安満庄からは一人の在地領主＝武士の名も見出すことができないという事実であって、このことは、この広大な湿田地帯が一貫して農民的性格をもっていたことを物語っている。\*したがって、新しい檜尾川の流路を不断の治水堤防工事によって固定化し、この広大な湿田地帯を守り通したのも安満庄庄民＝荘園村落住民の力であったのである。また成合の鎮守が春日神社となり、安満の鎮守(現磐手神社)が春日神社となったのも、ここが春日社領安満庄となって後安満庄鎮守に春日大明神が勧請されたからであった。

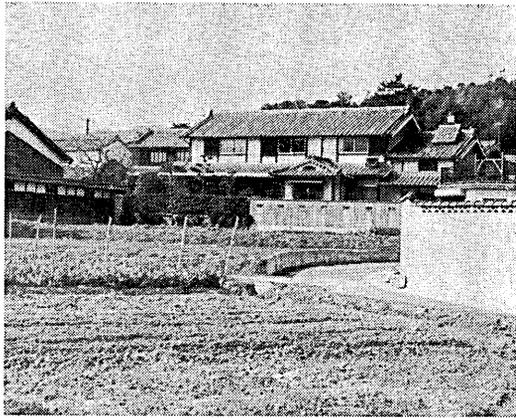
何故この地に安満木工本庄なる所領を領有していたのか今のところ不明とする他ない。④の金龍寺免田八反半は春日社領安満庄内の免田であって、安満庄庄民と金龍寺との深い精神的つながりを示すものであろう。この檜尾川右岸の広大な安満庄が藤原摂関家から藤原氏の氏神大和春日大社に寄せられたのは、春日社領垂水庄の成立が一二世紀前葉保安年間であったことを考え合

皇室領 皇室領荘園としては奈佐原庄が平安末期養和元（一一八一）年新熊野社（現京都市東山区）領としてあらわれ〔中世〕、土室庄が南北朝期観応三（一一五二）年法金剛院領としてあらわれ〔中世〕、津之江庄が一五世紀康正二（一四五〇）年妙法院領としてあらわれる〔康正二年造内裏〕。また丹波国桑田郡田能庄（現高槻市榎田）も鎌倉末期〔段銭并園役引付〕。また七条院領としてあらわれる。また島上郡西面村に支配を及ぼした島下郡溝杭庄も鎌倉初期に後白河院御祈願所清浄心院領としてあらわれる。このうち法金剛院は大治五（一一三〇）年鳥羽法皇の中宮侍賢門院によって再興された寺院で、一二世紀前葉鳥羽院政期に院御領として集積された荘園群が施入され、後重要な皇室領荘園群として鎌倉末期には持明院統領として伝領された。

土室庄には元来下司<sup>11</sup>開発領主がいたものようで、『平家物語』によれば、文治二（一一八六）年、比叡山西塔北谷法師常陸房正明は源義経に与した多田十郎藏人源行家を和泉国八木において捕えた恩賞として但馬国多田庄と撰津国土室庄〔延慶本〕を賜っており、この事実からすれば土着の武士土室庄下司土室氏は治承寿永の内乱に平家家人として活躍し、そのためその所領土室庄下司職を没官されて、その跡に常陸房正明



写61 桧尾川の屈折（市内山手町一丁目）



写62 土室村旧村付近 (市内土室町)

が地頭として補任されたと考えられる〔中世五〇〕。その後南北朝内乱期には水室七郎次郎貞家なる者が土室庄地頭として半済を強行に実現しようとしており、一貫して在地領主が下司・地頭として本拠をかまえていたと考えられる〔中世〇一〕。なお、法金剛院領土室庄の他に石清水八幡宮領土室園があったが、その入組関係についてはよくわからない〔中世三八〕。新熊野神社は応保元(一一六一)年後白河法皇が紀州熊野権現を御所法住寺殿近くに勧請奉祀したもので、この時後白河院領奈佐原庄が寄せられて新熊野社領奈佐原庄が成立したものと考えられる。そして同年十二月には造酒司が、島下部にあった造酒司領大田保(現茨木市)が隣庄奈佐原庄によって押妨されたことを朝廷に訴えている〔中世三九〕。

時代は降るが南北朝期文和二(一二五三)年本間石河又四郎季光なる者が足利義詮〔中世三九〕によって奈佐原庄地頭に補任されている〔中世四二〕。ところが翌文和三(一二五四)年には真上庄地頭真上氏が事実上奈佐原四箇荘の惣追捕使職を把握しつづけていたことを確認することができるのである〔中世六一〕。このようにみれば、奈佐原庄にも本来下司・惣追捕使・地頭といった形で在地領主が居をかまえていたことを確認することができるのである。したがって後白河院領奈佐原庄も一二世紀中葉に開発領主の地主職保留の寄進によって成立

### Ⅲ 古代の高槻

したものと推定され、奈佐原庄下司は後白河院の権威を背景にさっそく南隣の造酒司領大田保にその支配力を及ぼそうとしたのだと考えられる。奈佐原四箇庄とは、阿武山一带に入会権をもっていた奈佐原・岡本・水室・土室・塚原を含む郷村を総称したもののようで、荘園制的領有関係とは別個の次元における呼称であった。また妙法院領津之江庄の場合も、同じく応保年間後白河法皇によって御所法住寺殿の鎮守として勧請された新日吉神社（現京都市東山区）の別当寺として移転された妙法院に後白河法皇が寄せた荘園の一つであって、一二世紀中葉後白河院領として立庄されたものであろう。また先述のごとく、鳥下郡溝杭庄も一二世紀中葉、開発領主溝杭氏の寄進によって成立した後白河院領荘園の一つであった。また丹波国桑田郡田能庄は、後鳥羽法皇の母七条院領の荘園としてあらわれることからみて、一二世紀末〜一三世紀初頭に後鳥羽院領として立庄された荘園であったと考えられる。いずれも一二世紀前葉〜一三世紀初頭、鳥羽院政期から後鳥羽院政期にかけて立庄された荘園であってそのなかには開発領主の寄進によるものとそうでないものがあった。

**官司領** 律令制的官僚機構が解体するにつれて、藏人所、大炊寮、主殿寮、修理職等々といった下級官僚機構は、それぞれ独自の荘園所領を領有することによってその機能を果すとともに、小槻氏・中原氏といった下級官人層はそのような官司長官職を世襲して、官司



写63 新熊野神社（京都市東山区今熊野）

領を管轄することによって自らの経済的地位を保ったのであった。島上郡における官司領として注目されるのは、大炊寮領御稲田である。大炊寮とは本来宮内省に所属する官司であって諸国から運ばれる春米（精白米）・雑穀・諸司の食糧のことをつかさどる官司であったが、その長官大炊頭おおいのかみは平安末期以来中原氏の世襲するところとなっていた。本来「供御稲田」は令制においては畿内各国におかれた官田（省営田・国営田）一〇〇町であったが、王朝国家期においては、宮内省―大炊寮―省営田というルートによって供御稲が徴収されていた。

ところが一世紀後葉以後これにかわって御稲田供御人方式が採用され、大炊寮―御稲田供御人のルートで供御稲が徴納されるようになっていった。大炊寮御稲田は畿内各国各郡内に五二ヶ所あったことが確認されているが、そのうち島上郡・島下郡にかかわるものとして安満御稲田・富田御稲田・島下御稲田・溝杭御稲田をあげることができる〔橋本義彦「大炊寮領について」『日本歴史』二九四号〕。これらの大炊寮御稲田の供御人は本坪一反・副田一反及び雑事免田二反、合計四反の名田を均等に給与され、供御人身分を帯し、これによって供御御稲を進納すると共に大炊寮に対して雑役・公事を負担したのである。鎌倉初期承



写64 阿武山より奈佐原旧村を望む

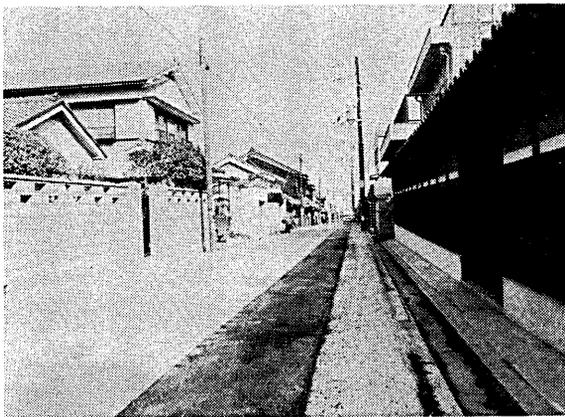
### Ⅲ 古代の高槻

久年間に「御稲田においては、供御備進の外、いささかも他役あるべからず」との院宣が下され、これに依りて鎌倉幕府は「地頭守護人等、院宣の旨に任せて雑役をあて催すべからず」との関東下知状を発しており〔『師守記』真治、三年三月記紙背〕、大炊領御稲田は、それなりに独自の荘園的領域を形成していたのではなかったであろうか。

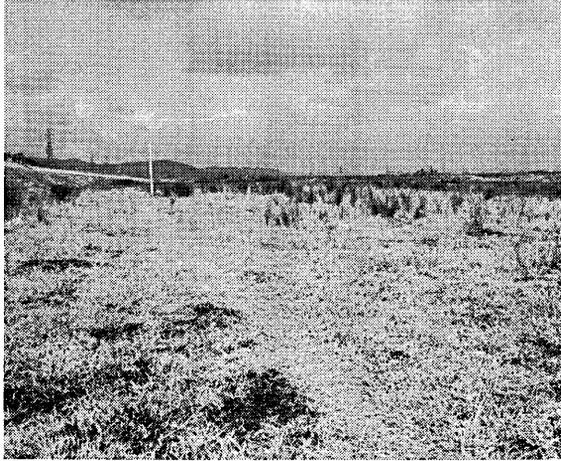
富田御稲田の場合、その支配組織が大炊寮寮家―預所―下司―仕女―供御人と整備されていることはこのことを推測させるものである〔中世〕。

この他、島上郡における官司領的存在として摂津国国飼牧であったと考えられる上牧をあげることができる。国飼牧とは畿内各国国衙直営の近都牧であって、『延喜式』によれば摂津国は一〇疋の馬を飼って、毎年五月五日の節句には国司の責任においてこの馬を京都に提供することになっており、現上牧の地はこの摂津国の国飼牧のあったところではないかと推定される〔古代三七〕。しかし、このような制度そのものも少くとも一世紀中葉には有名無実となったと考えられ、上牧の地も一般の国衙領とかわらなくなってしまったものと考えられる。

以上を要するに、官司領供御人としては島上・島下郡では大炊寮御稲田供御人がほとんど唯一のものであって、山城国や河内国にみられるような、内蔵領上桂供御人・同炭供御人や藏人



写65 富田の町並 (市内富田町五丁目付近)



写66 上牧付近遠望 (市内上牧町四丁目淀川畔)

所領・鑄物師・供御人等々といった多様な社会的分業を體現した供御人や権門・寺社・領商・工座は存在していなかった。あえてあげれば、山崎の石清水八幡宮・領油神人であるが、彼等の本拠地は山城国乙訓郡山崎郷であった。以上の事實は、摂津国島上・島下の地域が、中世においては玉川の里に象徴されるように比較的京都に近い穀倉地帯であったことを物語っていると考えられる。

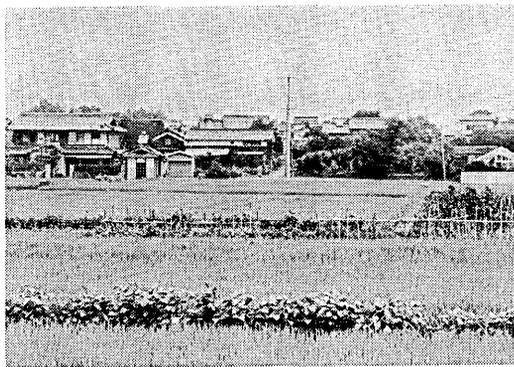
**大寺社領** 皇室や藤原摂関家から相対的に独立していた大寺社の寺社領・莊園としては島上郡では先にみえてきた東大寺領・水無瀬庄がその代表的存在であって、山門領・寺門領や伊勢神宮の御厨などは存在していない。しかも、皇室領・藤原摂関家領・官司領のほとんど全てが一世紀末から一二世紀にかけての院政期に成立した莊園であるのに対し、東大寺領・水無瀬庄は遠く律令国家時代以来の伝統を帯びた莊園であって、中世莊園領主制の形成過程をもっとも典型的に體現した莊園だったのである。

**国衙領** この他にも莊園としては鎌倉期に桜井宮領であった冠庄や室町期に日野家領であった大塚庄、また地名としての萩庄などをあげることができるが、それらの莊園の歴史的性格は今のところ不明とする他な

### III 古代の高槻

い〔清水正健〕。『荘園志料』。それでは荘園公領制の確立期、一二・一三世紀の段階で公領Ⅱ国衙領として残っていたのはどのような地域であろうか。この問題は大変な難問であって、詳細な研究を要するところであるが、まず第一に先にふれた上牧の地は国衙領であったであろう。また『倭名抄』服部郷のあとである「服部村」も国衙領であったと推定される〔中世〕。また律令時代郡衙が立地していて、一一世紀にはすでに水田化していた郡家の地域や、芥川宿のあった芥川の地域、さらには五百住よすみの地域もまた国衙領であったのではなからうか〔中世〕。また島下郡長講堂領溝杭庄の東境玉川の東にあたる西面村もまた国衙領であった可能性が大きいのであって、中世の玉川の里は公領であったと考えられるのである。このようにみても、この島上・島下地域の国衙領がどのような歴史的資格をもっていたかという問題が最大の問題なのであるが、中世撰津国の国衙権力の歴史的資格が全く謎につつまれていることもあいまって、今これを明らかにする手だてをもたない。問題のありかを明らかにするだけでこの項を終えなければならないのは残念であるが、現在の日本中世史研究においては、このような形で問題のありかを明示しておくことも一定の意味をもっているであろう。

\* 安満庄に本拠をもった武士としては『太平記』巻三五にみえる南朝武士阿間了願をあげる説があるが、この阿間氏は遠江国長上郡安間村



写67 郡家本郷付近

〔現静岡県磐田市〕を本拠とする武士であると考えられる。また、南北朝期に南朝武士としてあらわれる安満右馬丞明武なる人物〔性心寺文書〕ものちにのべるように芥河右馬允信貞の南朝側別名と思われる。なお、この安満の地が純農村地域であるにもかかわらずアマと呼ばれたことは一つの謎であるが、鵜飼漁法によって鮎供御人となった山城国桂女（桂供御人）のように、原始時代に淀川で鵜飼を生業とするアマがこの地に住みつき、早くその生業たる鵜飼Ⅱ漁業を放棄して水田農業に没入していったものと考ええることはできないであろうか。そのように考えるならば鵜飼Ⅱという地名が安満との関連において大きくうかび上ってくることになる。

古代末期・中世 『続日本紀』の延暦四（七八五）年正月の条に「使を遣して摂津国の神下、梓江、鱒生野初期の交通路 を堀って三国川に通ぜしむ」という記事が載せられている。これは長岡京造営の資材を

運送する運河を開削したものであって、これによって淀川水運は直接瀬戸内海水運とむすばれ、平安遷都以後ますます淀川水運は発展していった。西国・四国から瀬戸内海を航行してきた運上物や官人たちは三国川（神崎川）から淀川に入り、そこからさらに川船で淀川を溯って山崎津・淀津に向ったが、その方法は淀川沿岸の「縁辺について船舷を索く」という引船の方法であった。淀川沿岸堤防地帯は、摂津側も河内側も、朝廷・国衙・各権門の近都牧としてさかんに利用されていたが、九世紀にはこれらの牧の民（牧子）が牧場をおかしてはならないという禁制にことよせて船客から財物を掠奪するという事件がしばしばおこったので、淀川兩岸の五丈以内は自由通行を保障する処置がとられた<sup>〔三四〕</sup>。これは船を綱手で引船する水手<sup>（かこ）</sup>の通路であったのである。

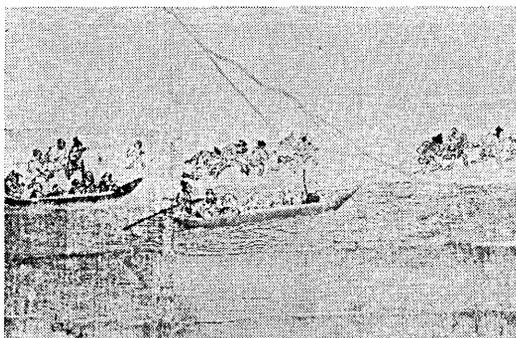
『土左日記』によれば、土佐守の任を終えて承平四（九三四）年十二月二十七日任国を船出した紀貫之は、翌年二月六日住吉浦から難波の河尻に漂<sup>（みおつくし）</sup>（航路標識）をたどってようやく到着している。翌七日から淀川本

### Ⅲ 古代の高槻

流をこぎのぼったが途中、川水が減水してこぎなやんでいる。そして八日には島下郡鳥飼御牧に泊って、ここから船に綱をつけて引きながら上ったが涸水期のため舟底が川につかえて遅々とした歩みであった。そして八日夜は島上郡鵜殿に泊り、十日も鵜殿に停泊して十一日に山崎津に到着している。

貫之一行は山崎に下船して京都からむかえの車をよび、牛車ぎゅうしゃののって西国街道を通って京都に帰っている〔古代〕。この『土左日記』によれば、当時島下郡鳥飼牧より上流が引船によって通航する地域であって、島上・島下両郡の淀川をのぼる船は全て引船の方法によっていたのである。そしてこの時期には島上郡鵜殿はまだ単なる津泊にすぎず、藤原摂関家領鵜殿関はまだ成立してはいなかった。

このような淀川水運は一二世紀においても同様であって治承四（一一八〇）年七月、右大臣中山忠親は福原京を出発して河尻（神崎川河口の港町）から神崎川・淀川をこぎのぼってついに鳥飼牧において涸水のため下船し、輿に乗って柱本まで行き、柱本でまた船をやって引きのぼっている。この場合注目されることは、この年が旱魃の年であって、淀川の水量の異常な減少が「土民等江口を止めて田に入」れたためにおこっていることであって、この地域の農村の高度な灌漑技術をうかがうことができる〔中世〕。しかし、通常時には下りは早く、たとえは一二世紀初頭、皇后宮権大夫源師時一行は摂津国広田社参詣のた



写68 曳舟の図（『一遍聖絵』より）

め、元永二（一一一九）年九月三日早朝、淀津あたりで乗船して、その日の午後には早くも江口に到着して江口の遊女とあそんでいる『長秋記』元永三年九月三日条。このように、平安時代においては、淀川水運は、西国からの官物など運上物や荘園年貢などを運搬する主要幹線であるとともに、王朝貴族が西国・紀州に旅行するに際しての主要幹線でもあった。そのため、江口・神崎の高浜・淀などにはこのような王朝貴族を相手とする遊女が群をなし、小舟を浮べて客船を訪れていたが、鎌倉中期頃成立した『選集抄』によると江口とともに柱本が遊女にかかわる地名としてあげられており、島上郡柱本宿もその一つであったようである〔巻五〕第一二。

一方、陸路山陽道は律令国家時代には巾約一八メートルの小石だたみの直線道路であり、牛車の通行に便利にできていた。また摂津国内では五駅がもうけられ、一駅三〇疋の駅馬がプールされていて、律令官人の往来にそなえられていた。ところが一〇世紀の『延喜式』においては駅数は三駅に減少し、各駅の駅馬数も一二〜三疋に減少している〔田名綱宏』古』代の交通。おそらく王朝貴族の往来路としては淀川水運が主要幹線となり、山陽道はもっぱら軍馬と庶民の往来路として利用されてゆき、一一世紀末〜一二世紀中世的荘園公領制の成立にもなつて大路山陽道もそれぞれの荘園・国衙領の各領域のなかに削りとられて、やがて現在のように曲りくねつた西国街道になつていったのである。一〇世紀初頭、芥川西岸の島上郡衙がその政治的機能を果さなくなり廃墟となつてやがて水田化されていくにつれて、西国街道の芥川東岸部に芥川宿市が形成され、市日には大変なにぎわいをみせるようになっていったと推定される。

芥川の宿がいつ頃形成されたかはこれを明示する史料はないが、鎌倉中期弘安六（一二八三）年十月には、西大寺を拠点として社会事業と非人救済に活躍した真言律宗の僧侶興正菩薩寂尊が京都から西国街道を

### Ⅲ 古代の高槻

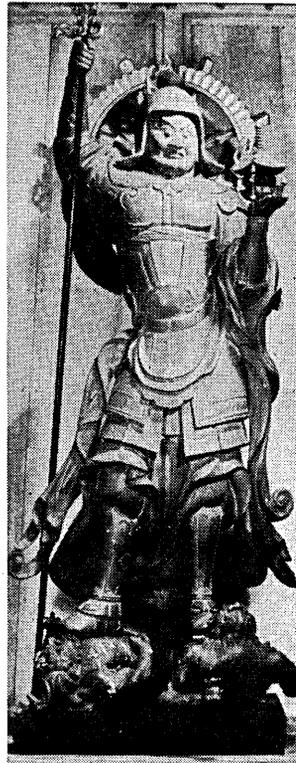
下ってきてこの芥川の地で二九〇人の衆生に菩薩戒を授け、その後島下郡の忍頂寺に入り、十重戒を説いて寺辺五ヶ村の殺生を禁じ、殺生具を焼かしめていた『金剛弘子叡尊』。叡尊は諸国の宿々を廻り、人々に菩薩戒を授けることを自らの菩薩行としていたのであるから、この頃には芥川の地にはすでにれっきとした宿があり、荘園領主・在地領主など全ての体制的庇護から疎外された体制外身分としての非人・乞食身分の人々がこの芥川の宿にも集団的に居をかまえていたと考えられる。その後、史料の上では『太平記』巻一四が建武三（一二三六）年正月初めの政治情勢を叙述したなかで、足利軍の細川定禅が四国・中国の勢をひきいて上洛しようとしていたところ、建武新政権に反旗をひるがえして京都から故国播磨に帰ろうとしていた赤松範資とその途上でばったりと行き合い、お互いによろこび合って、共に京都を攻撃すべく「信濃守（赤松範資）ヲ先陣ニテ、其勢都合二万三千余騎、正月八日ノ午ノ刻ニ芥川ノ宿ニ陣ヲ取」るに至ったと記している。もとより、芥川の宿のはじまりはわからないが、前述したように一〇世紀前半には芥川西部の島上郡衙が機能を果さなくなり、やがて水田化されている考古学的事実からして、丁度島上郡衙の消滅と交替して、芥川東部の山陽道ぞいに芥川宿が形成されていったのではないかと推定される〔市史考古〕。そしてこのような主要幹線道路上の宿は、鎌倉



写69 中世はじめごろの宿（『一遍聖絵』より）



写71 金剛界大日如来坐像 (本山寺所蔵)



写70 毘沙門天立像  
(本山寺所蔵, 重要文化財)

記している。またこの萱津の宿は円覚寺領富田庄に接して存在していたが、富田庄域外であって、公領に属していたと考えられる〔円覚寺文書『尾張。したがって撰津国芥川の宿も萱津の宿と同様に公領に属し、定期市をかねた宿場として発展していたと考ええてよいであろう。〕

高槻の 高槻市内には、現在国によ  
藤原 仏 って重要文化財に指定され  
た仏像（彫刻）が六体ある。本書の口絵に

時代には定期市をも兼ねた存在であったと考えられる。鎌倉中期の東海道の紀行文『東関紀行』の著者は尾張国海東郡萱津の東宿に着いた時、その日が丁度市の日に当たって大変なにぎわいであったと

### Ⅲ 古代の高観



写72 聖観音立像（神峰山寺所蔵、重要文化財）

掲載した本山寺所蔵の聖観音立像と安岡寺所蔵の千手観音坐像のほかに、本山寺所蔵の毘沙門天立像、神峰山寺所蔵の聖観音立像（二体）と阿弥陀如来坐像がこれである。いずれも、平安初期から末期までのものであるが、後代の補修が少なくない。

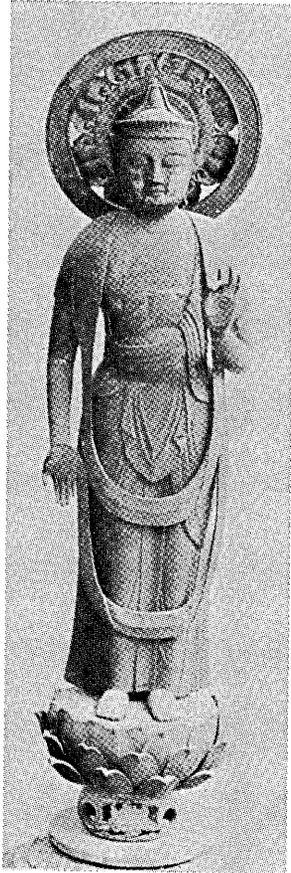
本山寺所蔵の聖観音立像は、平安時代後期の作で、桜様の堅木の木造一木造である〔高槻市教育委員会「高槻市文化財年報」〕。後背・台座は欠けているが、宝髻と精巧な宝冠・瓔珞・授帯をもつ。一九三三（昭和八）年一月に美術院で修理している。

同じ本山寺所蔵の毘沙門天立像は、当寺の旧本尊で今もなお正月初寅などの結縁信仰の対象になっているもので、堂々たる大駆の木像である。頭部のみがもとのままで、光背や胴部以下は近世の補修である。平安時代後期の作で、寄木造・素地である〔前掲書〕。

本山寺には、このほかに重要文化財指定にはなっていないが、智拳印をもつ金剛界大日如来坐像がある。



写74 阿弥陀如来三尊像  
(神峰山寺所蔵、重要文化財)



写73 聖観音立像  
(神峰山寺所蔵、重要文化財)

もと川久保の円長寺(廃寺)にあったものといわれ、客仏であるが、平安時代前期の作で、松の木造一木造である。本体は頭部から胸部にかけて当初の部分を遺していると思われるが、他は後世の補作である。光背は光脚の他は当初のものであり、これらの部分からかつて秀れた作品であったことを偲ばせる〔前掲書〕。

本山寺がもとは大刹神峰山寺の奥の院であって、修験道のための宿坊であったことはすでに述べたが、その神峰山寺にも重要文化財に指定

### Ⅲ 古代の高槻

原の風格を備えているが、本尊は相当時代が降るように思われる。」とされている〔高槻市教育委員会〕。  
安岡寺所蔵の重要文化財指定の千手観音坐像（口絵参照）は、もと廃寺真上安祥寺の本尊であったもので安岡寺にとっては客仏である。平安時代前期の作で木造一木造、漆箔がある。四二臂形で製作は優秀、細部には後補・欠失はみられるが当初の部分がよく遺っている〔前掲年報〕。なお、このほかに当寺には藤原時代〔藤原前代〕とされる木造乾漆の虚空蔵菩薩坐像がある。



写75 虚空蔵菩薩坐像（安岡寺所蔵）

された聖観音立像が二体ある。一体は頭に宝冠を頂き左手に蓮花を持って、やや前かがみになっており、一体は頭に小さな宝髻を結び、左手は拇指と中指をつけた中品の印相を表している。光背・台座・蓮花をもつ左手は後補である。両体とも平安時代末期の作と推定される。

また、同寺には同じく重要文化財の阿弥陀如来（三尊）像があり、いまは本堂に安置されているが、当寺の本来の本尊ではない。木造金箔押であるが、もちろん剥落は甚だしい。藪重孝氏によると「兩脇仏（観音・勢至）は藤

